

令和7年（2025年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和7年3月3日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年3月3日（月）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

遅刻議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	佐々木 猛		

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

9 番	太 田 哲 生	10 番	瀧 本 攻
11 番	近 澤 チヅル		

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和7年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

また、6番 東篤布議員から、所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、3月議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日、予定どおりに新年度予算をご提案いただき、大変ご苦労さまでございました。

本定例会は、新年度予算をはじめ、条例の制定や改正など多岐にわたる案件を審議いただく重要な定例会でもありますことから、議員、執行部の皆様方には、議事の進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、会期も長い期間となりますことから、健康には十分に留意されますとともに、慎重なる審議をお願い申し上げます。

定例会に当たっての挨拶とさせていただきます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において議場でのタブレットの使用を許可いたしたいと思っております。ただし、使用の範囲はサイドボックスの使用のみとさせていただきます。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和7年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月3日、月曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。

第2日、3月4日、火曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託。

第3日、3月5日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、3月6日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第5日、3月7日、金曜日、休会。中学校卒業式。

第6日、3月8日、土曜日、休日。

第7日、3月9日、日曜日、休日。

第8日、3月10日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第9日、3月11日、火曜日、休会。常任委員会予備日。

第10日、3月12日、水曜日、休会。常任委員会予備日。

第11日、3月13日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第12日、3月14日、金曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第13日、3月15日、土曜日、休日。

第14日、3月16日、日曜日、休日。

第15日、3月17日、月曜日、休会。予備日。

第16日、3月18日、火曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和7年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年3月3日、月曜日、9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5	町政の一般説明
第6	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第7	議案第4号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて
第8	議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例
第9	議案第6号 紀北地域児童発達支援施設条例

- 第10 議案第7号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第8号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第14号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第15号 紀北町税条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第16号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第17号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第18号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第19号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第20号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 第24 議案第21号 紀北地域児童発達支援施設の指定管理者の指定について
- 第25 議案第22号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第23号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 第27 議案第24号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について
- 第28 議案第25号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第29 議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について

- 第30 議案第27号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について
第31 議案第28号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について
第32 議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第7号）
第33 議案第30号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
第34 議案第31号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
第35 議案第32号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
第36 議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算
第37 議案第34号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
第38 議案第35号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
第39 議案第36号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
第40 議案第37号 令和7年度紀北町水道事業会計予算
第41 請願案件

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 太田哲生議員

10番 瀧本 攻議員

のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの16日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの16日間とすることに決定いたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月21日に議会運営委員会が開催され、3月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、予算を含む一般議案が35件となっております。そのほかに、請願案件1件を受理しており、所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

また、陳情1件と、要望1件については、町外からのものであるため、議員の棚に配付をしております。

次に、一般質問についてであります。2月14日から20日までの提出期間に、8人の議員から通告書が提出されました。なお、施政方針に関する質問については、通告の要旨の締切りが3月4日の午後1時までとなっております。日程については、現在の予定では、13日木曜日に4人、14日金曜日に4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和6年度12月分及び1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。三重紀北消防組合議会は、3月24日、月曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日、午後1時30分から、東紀州環境施設組合議会は、3月25日、火曜日、午前10時から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月26日、水曜日、午前10時から、また、三重紀北消防組合議会の全員協議会は、3月19日、水曜日、午後2時から、それぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては、ご出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他の関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催を要請させていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本定例会に当たりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、出張所業務の郵便局への委託についてでございます。

令和7年3月より、町民の皆様の利便性の向上を図るため、出張所業務の住民票等の各種証明書の発行、町税や国民健康保険料等の支払い、各種届出事務等を町内8か所の全ての郵

便局に委託いたしております。

郵便局の業務時間につきましては、午前9時から午後5時であり、町内5か所の出張所は今月末をもって廃止いたしますので、議員の皆様、町民の皆様、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、録音機能つき電話への更新についてでございます。

このたび、公正な職務執行の確保、トラブル防止と職員の電話対応の向上を図るため、本庁、海山総合支所、水道管理事務所の全ての電話を録音機能つき電話に更新し、令和7年4月1日より通話を録音させていただきますので、議員の皆様、町民の皆様、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、2件をご報告いたしまして、3月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

令和7年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、令和7年度予算案について、その概要を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。少し長くなりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

今年は、町制施行20周年となる節目の年であります。町民の皆様と共に町制施行20周年の佳節を迎えられることに大きな喜びを感じているところでございます。

平成17年10月11日に紀伊長島町と海山町が合併し、紀北町が誕生してから、両町の均衡ある発展、そして、紀北町としての一体感のある町づくりを心がけ、行政経営を進めてまいり

ました。引き続き、町民の皆様が紀北町に住んでよかったと思える町の実現に力を傾注してまいります。

なお、町制施行20周年記念式典を本年9月28日に開催する予定で準備を進めておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、関連の記念事業につきましては、随時情報の提供をさせていただきます。

さて、令和7年は、昭和の暦で記すと昭和100年となる節目の年でございます。さらには、広島、長崎への原子爆弾投下と戦後から80年となります。現在も戦争や紛争により、世界各地で多くの尊い命が失われていることに深い悲しみを覚えております。

昨年のノーベル平和賞は、68年間にわたり核兵器廃絶を世界に訴える活動を続けてきた広島、長崎の被爆者の全国組織、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が受賞されました。ノーベル平和賞を担当するノルウェー・ノーベル平和委員会は、「核兵器のない世界実現を目指して努力し、核兵器は二度と使われてはならないのだと目撃者の証言から示した」を受賞理由といたしております。日本被団協のノーベル賞受賞に敬意を表するとともに、核兵器の根絶と世界の恒久平和、広島、長崎の悲惨な体験を再び世界の人々が経験することがないように願っております。

戦争体験者が減少するにつれて、戦争の悲惨な出来事が希薄化してしまう状況にあり、今後、後世に戦争体験を引き継ぎ、平和の尊さを伝えることが重要であると考えております。そのような意味からも、子どもたちには、平和学習を通して平和を愛し、平和社会の実現に貢献しようとする人間を育てる教育を引き続き進めてまいります。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から30年を迎えました。午前5時46分52秒、淡路島北部の深さ16kmを震源とするマグニチュード7.3、最大震度7の地震により、人的被害は死者6,434名、行方不明者3名、負傷者4万3,792名と、発災当時、戦後最大の被害となりました。

NHKが、震災から30年となるのに合わせて、被害が大きかった神戸市や西宮市など兵庫県内12の市に住む人を対象にアンケートを行った結果、震災の記憶や教訓が風化していると思うかとの問いに、「そう思う」が21%、「ややそう思う」が43%、合わせると6割余りに上っております。

自然災害がなくなることはありません。完全に防ぐこともできません。私たちにできることは、事前に備え、被害をできるだけ軽減し、被災しても速やかに復旧、復興できる体制を整えておくことでございます。

そのためにも過去の災害を風化させることなく、災害から学んだ経験や教訓をしっかりと次の世代に伝え、今後の防災・減災対策に生かしていくことが大切であります。町民の皆様にも防災への取組と災害への日頃の備えについて、しっかりと呼びかけてまいります。

政府の地震調査委員会が毎年1月1日の時点で計算し、公表している地震発生確率について、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率をこれまでの70～80%から80%程度に引き上げられました。記者会見で平田直委員長は、80%程度というのは、「いつ地震が起きても不思議ではないという数値だ。引き続き、いつ地震が起きてもいいように備えていただきたい」と述べております。

我々も常に地震、津波を意識した生活を怠ることなく、みんなで協力して訓練や準備を重ね、被害を最小限に抑えなければなりません。引き続き、町民の皆様のご協力をいただきながら、安全で安心な町の実現に全力で取り組んでまいります。

津波からの避難は、「より早く、より高く」、「より早く、より高く」であります。ご家族みんなで地震、津波などに対する準備や避難経路の確認などについて、日頃から話し合っていたことが大切でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

昨年は台風の来襲や豪雨が極めて少ない年でありました。台風の日本上陸は2個、そのうち8月末に本町に接近した超のろのろ台風と言われた台風第10号により、馬瀬地区で人家の裏山が崩れた被害や漁港などへの漂着ごみはあったものの、ほかに大きな被害はございませんでした。

一方、昨年8月8日に日向灘を震源とする最大震度6弱、マグニチュード7.1の地震が発生し、この地震を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が運用開始以来、初めて発表されました。

この南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、南海トラフ地震の想定域で、新たな大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられる場合に発表される情報であり、この情報が出た場合、地震への備えの再確認や地震が発生したらすぐ避難するための準備が重要とされております。初めての発表ということもありまして、少し戸惑いもありましたが、災害対策本部を設置して、南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針にのっとり、町民の皆様に的確な情報の伝達に努めるとともに、地震への備えを徹底いたしました。

なお、発表期間中は、防災担当職員が昼夜を問わず役場に常駐し対応いたしました。また、町が管理している4つの海水浴場は一定期間閉鎖し、海水浴客などの安全確保を行いました。

気象庁は、令和6年の平均気温が平均値を1.48度上回り、統計開始以降で最も高くなったと発表されました。全国の最高気温は、7月29日、栃木県佐野市で観測した41度など、各地で40度以上となる危険な暑さが続きました。紀北町においても、夏場35度を超える猛暑が続き、立冬を過ぎた11月11日には、紀伊長島で25.7度の夏日という異常気象となりました。

全国的には、異常気象は農産物や水産物にも大きな影響を与えており、品質低下や収穫量の減少が見られ、特に米、ブドウ、梨、トマト、ミカンなどは高温、集中豪雨、降水量の増加、干ばつが影響していると言われております。

また、水産物では、近年、ブリやワラサなどの分布域が北上しておりまして、特にブリは北海道の漁獲量が増加傾向であり、このまま海水温の上昇が続くと、これらの魚はさらに北上してしまい、近海で捕れていた魚が捕れなくなることも考えられると言われております。

本町におきましては、特産品となっているイセエビ、渡利カキ、米、ミカンなどが大きな影響を受けております。本町の地場産業である農林水産業に直接関わることでありますので、常に注視するとともに、関係団体と情報の共有を図ってまいります。

5年ごとに実施される国勢調査が本年10月1日を調査期日として実施されます。5年前の令和2年に実施された国勢調査に基づく紀北町の人口は1万4,604人、その5年前の平成27年の人口は1万6,338人であります。前回と前々回の調査による人口減少数1,734人を単純に当てはめると、今回の調査による人口が約1万3,000人と想定されます。合併した平成17年に実施された国勢調査による人口は1万9,963人でありまして、20年間で約7,000人減少することとなります。

人口減少により、町内での日常生活や活動に様々な影響が表れているところでございます。特に、年齢階級別の人口構造の中で、15歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が顕著であり、生活関連サービスへの影響、防災、防犯リスクの増加、共助機能の低下、労働力不足による地域経済の縮小、医療、介護サービスへの負担増などの問題も浮き上がってきています。

人口が減少している原因は、出生率の低下に伴う少子高齢化、教育や雇用機会の不足による若者の都市部への流出、生活インフラの不足などが言われております。人口減少を食い止めることは並大抵ではありませんが、その減少を少しでも鈍化させることも重要であります。

引き続き、子育て支援の充実、働く場の確保、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用による利便性の向上、交流人口や関係人口、協働人口を増加させるなど、様々な角度から行動し、町民の皆様が日常生活を安心して送るために必要な各種のサービスを確保する

努力を続けてまいります。また、日本創生会議で委員から提言されました都市と地方の2地域を拠点として活動し、地方の地域づくりの担い手となっていただくふるさと住民登録制度などについても、研さんに励んでまいります。

物価の高騰につきましては、国際的な原材料価格の上昇や円安による海外からの輸入コストの増加、新型コロナウイルスによる人手不足、ロシアのウクライナ侵略による穀物や資源価格の上昇などが背景にあると言われております。

町内においても、物やサービスなどの値段が大幅に上昇しております。低所得者世帯の方々に対する給付金の迅速な執行、子育て世帯への支援といたしまして、学校給食費への支援、検診や予防接種、子ども医療費への補助などを確実に実施してまいります。

新年度は、紀北町第2次総合計画後期基本計画、5年間の4年目となります。昨年は、本計画の実効性の確保を図るため、外部委員も含めた評価検証委員会を開催し、施策、事業の検証や評価をいただきました。検証委員会でいただきましたご意見につきましては、計画の着実な進行管理に生かしてまいります。

引き続き、後期基本計画において重点プロジェクトに設定した安全・安心を守り・高める「安全」のまちづくり、健やかな暮らしを支え・広げる「健康」のまちづくり、魅力とにぎわいを生かし・創る「活力」のまちづくり、未来の創り手をつなぎ・育む「学び」のまちづくりに関連する施策や事業の重点的な推進を積極的に図ってまいります。

なお、汐ノ津呂排水機場整備事業や矢口漁港海岸保全施設整備事業などの大型事業につきましては、令和7年度予算で完成の運びとなる予定でございます。

新規事業といたしましては、尾鷲市と共同で旧ふなつ幼稚園を改修し整備を行っております児童発達支援施設において、発達支援、相談支援体制の充実を図るとともに、保育園の一時預かり事業、保育体制強化事業などへの支援も実施いたします。

また、町内5つの出張所を廃止し、各地区にある8つの郵便局に住民票交付などの事業を委託いたします。

そのほか、森林Jークレジット創出事業、情報化対策事業、観光振興基本計画策定事業などに取り組んでまいります。

私は、まちづくりの根幹をなすものが健康であると確信をしております。「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」。私が常に発信し続けている言葉でございます。町民の皆様が生涯現役で元気に暮らせるまちを目指し、健康診査や検診、食事、睡眠、運動など健康に関する施策や事業を引き続き積極的に進め、病気の早期発見、早期治療や生活習慣病の予防、

健康の維持増進を図ってまいります。

令和6年の出生数は42人であり、合併当時の約3分の1となっております。出生数の減少におきましては、様々な要因があると言われておりますが、その解決策の一つとして、地域のみんなで協力し、支え合って支援していくことが重要であると言われております。

全ての子どもたちが町内で健やかに成長する社会を目指し、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階において、一人一人のニーズに合ったきめ細かな子ども・子育て支援の充実を積極的に進めてまいります。

人口減少や少子高齢化といった社会構造上の問題に対応するための重要な施策の一つが、地域課題をデジタル技術で解決し、暮らしを豊かにして地域経済を活性化させる地域DXだと言われております。地域社会と自治体行政のDXを進めることが、私たちの暮らしをより豊かにする鍵となります。

総務省が示す自治体DX推進計画の重点取組事項に基づき、最新のデジタル技術を活用し、町民の皆様の利便性の確保と業務効率化による行政サービスの向上を積極的に進めてまいります。安心して暮らせる地域社会を築くため、デジタル技術を活用して不便、不安、不利を解消し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進してまいります。

国は、令和7年度の予算編成について、令和6年度経済対策補正予算と併せて、賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算として、骨太方針2024等で示されている予算編成の考え方に沿って、経済・物価動向に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続する中で、重要な施策に重点化したとしております。

この重要な施策とは、防衛力の抜本強化、子ども・子育て支援の本格実施、GX（グリーン・トランスフォーメーション）、投資推進、AI・半導体産業基盤強化を財源を確保しつつ着実に推進すること、そして、地方創生交付金の倍増や内閣府防災担当の予算、定員の倍増、薬価改定や高額療養費制度見直し、教職調整額段階的引上げと教員の働き方改革への対応などであります。

さらに、人事院勧告の影響を踏まえた給与改善や公共工事の設計労務単価の引上げなど、経済・物価動向の反映や配慮を行ったとしております。

このような予算編成の考えに基づいて編成された令和7年度の国の一般会計歳入歳出予算の概算規模は115兆5,415億円で、前年度当初比2兆9,698億円、2.6%の増、当初予算といたしましては3年連続で110兆円を超え、令和5年度の114兆3,800億円を上回って過去最大の予算額となっております。

国の地方財政対策につきましては、一般財源総額につきまして67兆5,414億円、地方税及び地方譲与税は48兆4,154億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は、自治体への配分額で18兆9,574億円、前年度当初比1.6%、2,904億円の増となり、これまで財源不足を補填するために発行されていた臨時財政対策債は、平成13年の制度創設以来、初めて新規発行額0円となっております。

政府の主要施策のうち、DX、防災・減災対策の推進では、自治体DX、地域社会DXを推進するため、デジタル活用推進事業費、仮称ではございますが、を創設し、地方債の発行を可能とすることとしております。また、緊急浚渫推進事業費については、事業期間を令和11年度まで5年間延長するとしております。

人件費の増加への対応では、令和6年人事院勧告に伴う給与改定に要する経費について7,700億円程度を計上し、必要な財源を確保するとしております。

物価高への対応では、自治体施設の光熱費、施設管理の委託料の増加を踏まえ、1,000億円を計上としております。

令和7年度予算編成につきましては、先ほど来、述べてまいりました町を取り巻く経済情勢や国の動向などを十分に見極めた上で、令和7年度で合併20周年の節目を迎える本町は、厳しい財政状況の中、町民の皆様の生命、健康、生活を守り、経済活動を支える対策を講じることが重要であるとの考えを基本として、積極的な予算編成を行いました。

本町の令和7年度一般会計当初予算につきましては、令和6年度当初予算と比較して6.7%、7億3,701万1,000円増の合併後最大となる大型予算となっており、総額116億8,647万5,000円であります。

歳入の主なものは、地方交付税が45億8,490万円で全体の39.2%を占め、次いで、繰入金18億82万円、町債13億6,360万円の順となっております。

歳出の主なものにつきましては、民生費が29億510万2,000円で全体の24.9%を占め、次いで、総務費16億6,352万4,000円、消防費14億9,996万8,000円の順となっております。

歳出につきましては、前年度当初予算と比較して、衛生費で12.9%、商工費で20.8%、消防費で77.8%と大きな増加となっております。

衛生費につきましては、東紀州環境施設組合への負担金が前年度当初予算と比較して1億2,564万6,000円増額となったことによるもの、商工費につきましては、ふれあい広場マンダロ改修工事や古里温泉水中ポンプ更新工事などによるもの、消防費につきましては、汐ノ津呂排水機場整備事業の事業費が前年度当初予算と比較して6億1,761万6,000円増額となった

ことによるものであります。

経費別では、前年度当初予算と比較して、人件費が1億6,121万5,000円増加、7.7%の増加となっておりますが、人事院勧告により給料や手当などの見直しを行ったことによるものでございます。普通建設事業費が49.2%の増加となっておりますが、消防費に計上している汐ノ津呂排水機場整備事業の事業費の増加によるものです。維持補修費につきましては44.3%の減少となっておりますが、昨年度に学校などの老朽化した施設の修繕をできるだけ先送りしない姿勢で予算計上したことによるものです。補助費のうち一部事務組合が27.8%の増加となっておりますが、東紀州環境施設組合負担金や三重紀北消防組合負担金の増加によるものであります。

このように、令和7年度当初予算につきましても、前年度と同様、本町に必要な予算を計上させていただいたところでございます。

また、町民の皆様の生命と健康、生活を守るための施策や地域経済活性化のための施策、農林水産業活性化のための施策、脱炭素社会を推進するための施策、DXの推進による新たな未来社会の実現に向けた施策などを積極的に予算計上しているところでございます。

さらに、地域からの要望を踏まえ、道路、橋梁、河川関係工事、生活に密着した必要不可欠な事業を予算化しているところでございます。

これらの施策を実現するための財源といたしましては、基金を有効に活用するとともに、国・県の補助金、交付金をはじめ、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債などの有利な起債の活用を図るなど、財政の健全性の確保に努めております。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計が19億9,317万7,000円、後期高齢者医療特別会計が6億3,167万1,000円、介護サービス事業特別会計が2億318万円、水道事業会計では支出ベースで6億3,400万3,000円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は151億4,850万6,000円となっております。

それでは、令和7年度の主な施策の概要について、紀北町第2次総合計画、5つの基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

近年の災害の特徴といたしましては、世界的な異常気象や気候変動などにより多発的に発生しており、巨大化する台風や線状降水帯の発生による豪雨、それらに起因する河川の氾濫、浸水被害、土砂災害などについても甚大な被害を及ぼすものが頻繁に発生しているところでございます。

本町におきましては、町内8か所にある排水機場の更新整備を順次実施しているところであります。令和5年度より工事着手しております汐ノ津呂排水機場整備事業におきまして、令和7年度が最終事業年度となり、新たな排水ポンプの整備に向け事業を進め、相賀地区の浸水被害の軽減を図ってまいります。

地震につきましては、日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震の発生により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、また、各地で震度5以上の地震が発生しております。

津波については、様相を変え、遠隔地での海底火山の噴火によるものや揺れを観測しない津波の発生など、今までにない状況が起こっております。

また、近い将来、甚大な被害が想定される南海トラフ地震、津波の対策につきましても、過去の震災を教訓とし、日頃から地震に対する取組が必要であり、防災・減災対策はますます重要な施策となってくることから、引き続き重点的に進めてまいります。

全ての災害から身を守るすべは困難なものがありますが、自助・共助・公助の3助、特に自助において、一人一人の防災に対する意識を高めていくことが共助・公助につながるものであると考えております。防災意識の高揚を図るため、防災訓練などを実施し、自主防災会や関係機関との連携を密にして防災対策に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

また、共助につきましては、地域のコミュニティー力が重要であることから、地域の特徴や実情を把握している自治会をはじめ自主防災会、消防団との連携をより深め、各地区での避難計画の策定や避難所運営訓練などを実施することにより、地域での防災活動の活性化に努めてまいります。

また、本町の防災アドバイザーである川口淳教授をはじめとする三重大学教員、企業、役場協働の産学官連携による防災講演会や研修会などを開催するなど、防災意識の高揚につなげ、地域防災力の強化を図ってまいります。

さらには、高齢化が進む中、将来、防災対策の担い手となる児童・生徒への防災教育を実施することで、郷土愛を深めるにとどまらず、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

火災や救急業務への対策であります。三重紀北消防組合や消防団との連携強化を図り、初動体制を確立することで迅速な消火活動、救急活動を実施し、地域住民の生命・財産を守ってまいります。

防災対策では、安全・快適なまちづくりのため、関係機関、関係団体との相互連携を強化

し、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

特に、全国で多発している高齢者などを狙った特殊詐欺対策として、警告や通話録音機能を有する被害防止機器の購入に対する補助制度を引き続き実施し、関係機関と中学生による特殊詐欺の街頭啓発事業を行うことで、防犯意識の向上を図ってまいります。

次に、海岸保全施設整備事業では、矢口漁港海岸について、老朽化による堤防を引き続き農山漁村地域整備交付金を活用し整備してまいります。

湛水防除の農業用排水機場につきましては、県営による県単排水施設整備事業により、引き続き上里排水機場の機器の更新整備が予定されております。

また、防災重点農業用ため池の防災・減災対策につきましては、馬瀬、宮谷池において、県営ため池等整備事業が引き続き予定されております。

次に、山地災害対策では、県と連携し、荒廃山地の復旧などの治山事業の円滑な実施を図るとともに、十須地内の鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊については、国・県・町の協議により、土砂や流木の流出対策の検討を引き続き進めてまいります。

また、みえ森と緑の県民税市町交付金事業では、自治会が実施する人家裏などの危険木の伐採に対して引き続き支援するとともに、県と連携し、流木による河川下流域への被害の軽減を図るため、溪流沿いの森林を整備し、流域の防災機能の強化を図ってまいります。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携の下、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。

土石流対策では、県砂防事業として、船津・在ノ上北谷、長島・寝釈迦川などの砂防工事の推進、砂防堰堤の埋塞土砂撤去が引き続き予定されています。

急傾斜地崩壊対策では、県及び町事業として、出垣内地区における斜面の対策工事が予定されております。

治水対策では、県河川事業として、銚子川、赤羽川ほかの堆積土砂の撤去と、赤羽川・出垣内地区及び船津川・船津地区ほかの堤防補強工事が予定されております。

また、町河川事業といたしましては、準用河川宮前川の河川改修工事の実施と、河川維持のための修繕工事を実施してまいります。

港湾・海岸整備では、県事業として、中ノ島地区高潮対策工事と堤防や防波堤の調査等が予定されております。

また、船津川、銚子川の河口閉塞対策として、河口堆積土砂撤去が引き続き予定されております。

道路・交通網においては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、産業活動や住民生活を支える基盤となっております。今後も住民生活の利便性、安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

県の道路事業におきましては、国道422号・下地・志子工区、大原工区、河合工区及び県道矢口浦上里線・矢口浦地区の道路改良事業と、県道須賀利港相賀停車場線・相賀橋の橋梁更新事業が引き続き予定されております。また、県道長島港線の道路改良事業におきましては、用地補償が予定されておりました、県道南浦海山線・相賀地区の道路改良事業においては、詳細設計を予定しております。

町の道路事業につきましては、相賀桜町7号線、井の島山本2号線ほか1路線の道路改良工事及び入江西町線ほか7路線の道路舗装工事を実施してまいります。

また、道路メンテナンス事業補助金を活用し、青木橋ほか2橋の改修工事や白浦トンネル照明灯の修繕設計を実施してまいります。

県の公園事業では、旧古瀬川プールの施設撤去工事を予定しております。

木造住宅耐震補強事業につきましては、耐震診断、耐震補強を促進するとともに、解体工事を促進することにより、地域の安全を維持してまいります。

空き家対策では、所有者不在や適正に管理されていないということが全国的にも問題となっており、適正に管理されるよう指導を行うとともに、保安上の危険排除、景観の保持など、生活環境の保全を図るための対策に引き続き取り組んでまいります。

また、空き家の実態を把握するための調査を実施し、法改正に併せた空家等対策計画を策定することにより、空き家対策の推進を図ってまいります。

水道事業では、適切な施設の維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、老朽化した施設の更新、配水管の耐震化、漏水調査を実施し、管路網の整備を進めてまいります。

また、水道ビジョンなど中長期計画に基づき、計画的な事業運営を行うことで、経営の健全化に努めてまいります。さらに、良質な水源の保持、確保のため、水質検査を引き続き実施し、町民の皆様に安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいります。また、水道事業への理解を深めていただくため、啓発活動も継続的に取り組んでまいります。

そして、物価高騰が続く中、動力費や原材料費の上昇などにより、水道施設の維持管理はより効率的な運営が求められる状況となっております。今後も計画的な水道施設の更新や管路の耐震化を進めるとともに、事務経費の見直しや削減に取り組み、持続可能な事業運営を推進してまいります。

また、安定した水道サービスを提供し続けるため、経営の在り方についても慎重に検討を行う必要があり、料金改定に関する審議も進めてまいります。

環境衛生対策では、循環型社会の形成とともに、豊かな自然を尊び、自然と調和の取れた生活を継承していくため、包括的に環境施策の推進を図ってまいります。

廃棄物の処理につきましては、現在のごみ固形燃料化施設の安定稼働に努めていくとともに、重要課題であるごみの減量及び分別を強力に促進するための施策を実行してまいります。

さらに、環境負荷を軽減しつつ、将来にわたって安定的なごみ処理能力を確保するため、東紀州環境施設組合による広域ごみ処理施設の整備を進めてまいります。

また、地球温暖化対策として、2050年カーボンニュートラルを見据え、紀北町地球温暖化対策実行計画の区域施策編を基に取組を進め、地域一体となった地球温暖化対策を進めてまいります。

生活環境の保全では、浄化槽設置に対する助成を継続し、町全域の水質改善に取り組んでいくほか、「自然と共生の町」宣言の具現化を目指し制定した「紀北町生活環境の保全に関する条例」に基づき、施策を進めてまいります。

公共交通サービスにつきましては、町民の皆様の利便向上を目指し、安心して利用していただける移動手段を確保してまいります。

情報化については、デジタル田園都市国家構想の交付金を発展させた新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用いたしまして、利便性が高いサービスの提供を目指してまいります。

また、利便性とセキュリティ向上のためのシステムの更新を行ってまいります。

防災情報の発信につきましては、防災アプリなどを活用し、迅速で正確な情報をお伝えできるよう努めてまいります。

次に、基本目標2つ目の「やさしさに支え合う……」

入江康仁議長

町長、ちょっと休憩入れますか。

尾上壽一町長

大丈夫です。いけます。ありがとうございます。

次に、基本目標2つ目の「やさしさに支え合う健康・福祉のまち」についてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、全ての住民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことのできる「やさしさに支え合う健康・福祉のまち」づくりを進めてまいります。

子育て家庭に対する支援として、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの運営に対する支援を引き続き実施してまいります。また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、妊娠期から出産、子育てまで一貫した様々なニーズや相談に応じた伴走型支援、出産・子育て応援給付金事業や保育所に対する支援を引き続き行ってまいります。

保育に関しましては、新たに一時保育を実施するなど保育環境の充実を図ってまいります。町単独の支援として実施しております3歳から5歳児の保育所の副食費の無料化、国の交付金を活用した幼稚園、小・中学校の給食費と保育料の無料化を実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子ども医療費の助成につきましては、予期せぬ病気、けが等により困っている子育て世帯の方々への支援策として、令和6年9月診療分より対象範囲を拡大し、年度末到達年齢で入院、通院とも18歳まで助成を行っております。

また、義務教育初年度に当たる小学校入学時の新入学用品、自転車用ヘルメットの現物支給や小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を引き続き実施し、子育てを応援しております。

子育てしやすい環境づくりとともに、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなう地域づくりに向けて、結婚による新しい生活を応援するための結婚新生活支援事業や不妊治療への助成を引き続き行ってまいります。

高齢者福祉施策では、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯続けることができるよう、地域包括支援センターの相談支援体制の強化、認知症の早期診断、早期対応に向けた体制強化、地域支え合い推進員を中心とした支え合う体制づくりの推進、通いの場や住民憩いの場の活用などによりまして、介護予防につなげてまいります。

また、緊急通報装置の設置、配食サービスなど、町独自の事業を引き続き実施することで、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、利用者、ご家族にとって安全・安心で快適に暮らせる住まいとしてのサービスの向上を目指していくとともに、施設の安定した運営を引き続き努めてまいります。また、養護老人ホーム赤羽寮につきましては、引き続き建て替えの検討を進めてまいります。

障がい者福祉施策では、障がいの重度化、重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。引き続き、障がい者総合相談支援センターや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護、訓練などの給付事業の円滑な運用をはじめ、

じん臓機能障害による人工透析の通院に要する費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

また、発達が気になる子どもに、令和7年度より稼働いたします児童発達支援施設での療育などの支援や児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の自己負担に対する補助を行います。

次に、町民の皆様の健康づくり事業につきましては、生活習慣病などの予防のため、「ちょい減らし+10」を健康づくりの合い言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着を目指してまいります。

「ちょい減らし+10チャレンジ」は、より多くの皆様に実践していただくため、美村ヘルスケアアプリやSNSを活用しながら、元気づくり推進員の方々と町内事業所と連携して推進してまいります。

紀北健康センターにおきましては、指定管理者との連絡、連携をさらに密にし、利用者の方のニーズを把握するなど、運営方針も含めさらなる魅力向上につなげてまいります。

また、自分に合った運動、健康に対する関心と理解を深めていただけるよう、体力テストの実施や健康スポーツクラブの講座の充実など、健康意識の向上や健康づくり、体力の維持増進に努めてまいります。

検診事業では、国が推奨しているがん検診の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5大がん検診と、国民健康保険被保険者の40歳から74歳の方を対象にした特定健診を全て無料にすることで、引き続き受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療につなげてまいります。

母子保健につきましては、妊産婦に対する健康診査や乳幼児に対する健康診査などを実施することで、健やかな子育てにつながるよう努めてまいります。

予防接種では、新たに带状疱疹ワクチン接種が定期接種となることから、発症や重症化を抑えるため、65歳以上の方などに対して助成をしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化、被保険者の高齢化などによる医療費の増加や被保険者の減少など、厳しい事業運営を余儀なくされている状況でございます。

よりよい事業運営の施策の一つとして、医療費の適正化に向けた医師会などとの連携による疾病重症化予防策を講じ、さらに特定健康診査、特定保健指導の充実を図るなど、保健事業を積極的に展開してまいります。

次に、基本目標の3つ目「魅力と活力のある産業のまち」についてであります。

農業振興施策では、頭首工の土砂撤去や農道の除草など、農業生産基盤の適切な維持管理に努めてまいります。また、農業用水路などの維持・保全等、地域の共同活動に取り組む活動組織に対し、多面的機能支払交付金事業により引き続き支援をしてまいります。

県営事業では、紀北２期地区の県営中山間地域総合整備事業により、上里ほかの揚水機の更新などが引き続き予定されております。

農業の後継者、担い手の育成では、人材の定着を図るため、新たに経営を開始する方に対して、就労に向けた経営開始資金を引き続き交付してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会と連携した有害鳥獣の捕獲・駆除、農村見守り支援員による追い払い、防護柵などの設置に係る資材購入費への支援を引き続き実施するとともに、サル対策では新たにＩＣＴを活用した大型檻により効果的な捕獲を進めてまいります。

また、ツキノワグマの出没等につきましては、関係機関と連携し対応してまいります。

町内６か所の農地海岸の海水浴場施設では指定管理者や地元自治会などと連携し、これまでの海水浴場の利用に加え、施設の新たな利活用に努め、地域の活性化につなげてまいります。

次に、林業振興施策では、森林環境譲与税を活用した森林経営管理の取組として、森林所有者への意向調査や森林の境界明確化、面積調査を実施するとともに、林業経営に適さない手入れの行き届いていない森林は公的に管理し、林業経営に適した森林は、地域の林業事業体に森林管理をつなぐ取組を引き続き進めてまいります。

さらに、森林所有者などが実施する造林事業、林業従事者の資格習得や安全装備品の購入への支援を引き続き実施し、森林整備を推進してまいります。

町有林につきましては、森林経営計画に基づいた計画的な間伐などを林業事業体への民間委託方式により実施するとともに、ＦＳＣグループ認証を取得した町有林の適切な森林管理に努めてまいります。また、経済性と公益性に配慮した持続可能な町有林での森林経営の実現を目指すとともに、森林資源の価値の向上や地球温暖化対策への積極的な取組のＰＲなどを目的として、町有林を活用したＪークレジットの創出及び販売に本格的に取り組んでまいります。

林業経営基盤の整備につきましては、森林環境譲与税を活用した取組では、民有林道などの維持管理への支援、林道施設などの定期点検に加え、新たに林道横山線の舗装ほか修繕工事を実施してまいります。

また、林道江竜線の舗装工事を引き続き実施するとともに、国庫補助林道事業を活用した

取組では、林道橋梁の修善工事は2橋、林道橋梁の修繕設計積算は2橋、P C B塗膜除去の設計積算1橋を新たに実施し、林道の適切な維持管理に努めてまいります。

共同利用施設である木材乾燥場につきましては、機器の取替えなどの修繕事業に対して新たに支援してまいります。

次に、尾鷲ヒノキ材について、地域産材の需要拡大及び地域経済の活性化を図るため、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した木造住宅建築に対して引き続き支援をし、木材の利活用を促進してまいります。

森林の活用につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した取組では、地域住民などが実施する集落周辺の里山整備への支援に加え、4つの中学校が取り組む森林環境教育学習に対して積極的に支援してまいります。

入江康仁議長

町長、ここでちょっと休憩を取りたいと思います。

尾上壽一町長

ありがとうございます。

入江康仁議長

それでは、11時まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 41分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

入江康仁議長

尾上町長、どうぞ引き続きお願いいたします。

尾上壽一町長

お願いします。

それでは、引き続きご説明したいと思いますが、1か所、訂正のほどをお願い申し上げます。

議員の皆様のお手元の22ページでございます。本来、「町内3か所の農地海岸の海水浴場施設では」というところを「6か所」と読み間違えたとのことでございますので、ご訂正を願います。「3か所の」ということでございます。

それでは、引き続き進めさせていただきます。

次に、水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合と連携した種苗放流事業や浮き魚礁の設置による水産資源の確保、増殖を図るほか、漁業近代化資金や漁業経営維持安定資金への利子補給による漁業経営の改善、外国人漁業研修生の受入れなど、引き続き多方面から地域水産業を支援してまいります。

また、三重外湾漁業協同組合の共同利用施設につきましては、引本港の船揚げ設備及び長島港魚市場の水揚げ設備の更新、長島港魚市場の高圧洗浄機導入事業に支援してまいります。

熊野灘における浮き魚礁の整備は、三重県で進めていただいております、令和5年4月に1基が更新され、現在2基で運用されておりますが、漁船漁業における生産性の向上と漁獲量の増加を図るため、引き続きさらなる増設を県に要望してまいります。

水産多面的機能発揮対策事業では、沿岸域の海藻が減少する磯焼け対策として、藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全活動を行う5つの活動組織を支援するとともに、内水面漁業につきましては、種苗の放流や河川環境の保全活動などを行う銚子川環境保全会を引き続き支援してまいります。

担い手の育成につきましては、水産業への興味や水産資源の魅力を知っていただくことを目的に、町内の中学校1年生を対象とした水産スクールを引き続き開催してまいります。

また、漁業就業就職フェアでのPR活動に加え、新たに漁業を希望する方への支援など、漁業就業者の確保に努めてまいります。

次に、三重外湾漁業協同組合、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、アオリイカなどの漁獲物の向上対策、魚食普及や地産地消の取組などを推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、漁港管理につきましては、引き続き町内の5つの漁港施設の維持、修繕を行いながら適切な管理に努めるとともに、矢口漁港での堤防管理道路の整備に取り組んでまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として、みえ熊野古道商工会が実施する

事業に対する助成や小規模事業者の経営の安定と改善のために実施している小規模事業者経営改善資金及び新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給、創業支援制度としての融資保証料補助を引き続き実施してまいります。

さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るために、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援してまいります。

また、良好な住環境を実現していくため、引き続き住宅リフォームに助成をしてまいります。

物産振興事業では、関西大阪万博や三重テラス、ふるさとチョイス展示会等の機会を通じて、地域産品の魅力を発信、販売促進に引き続き努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附者のニーズの把握に努め、町内の事業者、関係者の皆様に参加を呼びかけながら、様々な連携の下、産業振興にもつながるよう施策を展開してまいります。

さらに、地域活性化起業人による魅力ある返礼品の創出とWebマーケティング機能の強化等に取り組むとともに、企業版ふるさと納税を募り、自主財源の確保に一層努めてまいります。

集客交流施設として、観光案内人設置の継続や道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山や始神テラスを特産品の販売や情報発信の基地として、また、けいちゅうを活用した集客、交流を促進してまいります。

同様に、町内外から多くの誘客が見込まれる年末きいながしま港市や、海・山こだわり市などの物産販売イベントについても、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策ですが、昨年、世界遺産登録20周年を迎えた熊野古道伊勢路では、各峠を歩くだけでなく、伊勢から熊野三山までを通して歩く観光客が増え始めています。今後は町内の宿泊や食を絡めた伊勢路踏破の魅力PRに力を入れることやナショナルサイクルルートとして指定されている太平洋岸自転車道などを活用してのサイクリング事業など、広域連携を進め、地域間同士の交流の促進と地域全体の活性化を推進していくことが重要だと考えております。

本町が誇る自然環境や人、歴史、文化、魚まち地区の町並み等に対する多様な観光コンテンツを共有し、今後の紀北町観光の羅針盤となる紀北町観光振興プラン、仮称ではございます、を観光関連団体等連携の下、作成してまいります。

また、地域おこし協力隊や地域活性化起業人による観光プロモーション等、さらなる魅力

発信や本町の新しい情報を常に発信するためのPR用テレビ、ラジオ番組の制作や、観光振興PR活動事業として、紀北町観光協会への支援を引き続き実施し、国内外を対象とした滞在型観光や教育旅行の促進を町内事業者や熊野古道連合会等の団体と連携の下、対応を図ってまいります。

次に、始神テラス周辺の桜と紅葉の植樹箇所につきましては、草刈りや防護柵の維持修繕を実施し、引き続き新しい名所づくりに取り組んでまいります。

雇用・就労施策では、引き続き地域おこし協力隊による林業就業体験の募集及びコーディネートに力を入れるとともに、森林環境譲与税を活用し、就業へのきっかけづくりとなるインターン制度を支援し、林業従事者の確保に取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然との触れ合いや友達との関わり合いなど、幼稚園、保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて生きる力を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

また、令和元年10月より実施しております幼児教育の無償化に伴い、幼稚園教育や一時預かり保育におけるニーズの多様化に対応しながら、引き続きたくましい心と体を育む幼児教育の充実を図るとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼児と児童の交流や教師などの合同研修会を実施し、幼稚園、保育園、小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、生きる力の育成のため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しましては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教育を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

近年、学校施設の老朽化や教育環境の変化に伴いまして、特別教室の空調設備に関するニーズが高まっておりまして、特に夏季の高温や冬季の低温は、生徒たちの学習意欲や集中力を低下させるだけでなく、健康面にも悪影響を及ぼす可能性があります。このような状況を踏まえ、学校施設整備の一環として、特別教室へのエアコン設置を順次進めてまいります。

また、政府のGIGAスクール構想に基づき整備されたICT教育機器については、端末の老朽化、最新技術への対応、学習環境の向上を図るため、端末の買換えを国及び県の補助

事業を活用し、2か年計画で実施する予定でございます。引き続き、協働的な学びの中で主体的、対話的で深い学びを推進するとともに、誰一人取り残さないよう個別最適化された学びを推進してまいります。

さらに、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本として、支援の必要な児童・生徒への介助教員、介助員の配置を引き続き行ってまいります。

また、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づき、町及び学校などが連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小・中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見と早期対応に努めてまいります。

さらに、子ども一人一人の学校生活における満足感や安心感、学習意欲など児童・生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めてまいります。

中学校では、「生きる力を育む」という理念の下、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育む指導を行ってまいります。

また、外国語教育では、小・中連携にて外国語活動、外国語教育を通してコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点で異文化を理解する学びを推進するとともに、ALT、外国語指導助手の4名体制を継続してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力、体力の向上や学校の適正規模、適正配置などの諸課題に対応してまいります。

さらに、コミュニティ・スクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することにより、幅広い分野の方々の参画を得ながら、学習支援、学校環境整備、学習教育活動などの活動、学校部活動の地域連携を行い、学校、家庭、地域住民などによる相互連携協力の強化の下、町全体で子どもを育んでいく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、紀伊長島学校給食センターと海山学校給食センターから、安全で安心な学校給食を提供するとともに、地元食材の活用を推進してまいります。

生涯学習につきましては、子どもから大人まで生涯を通じて学習できる各世代に合わせた場の提供、機会の充実に努めるとともに、デジタル社会の対応として高齢者向けのスマホ教室、パソコン教室の実施を継続してまいります。

紀伊長島図書室と海山図書室におきまして、利用者のニーズ等を聞き取り、図書の充実を

図りながら、誰もが集まり、学習しやすい環境をつくってまいります。

急速な少子化が進行しておりますが、青少年の育成では、親子の触れ合いをはじめ、将来に向け、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長することができるよう、いきいき子ども学園の継続やスポーツ少年団などの活動を支援するとともに、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携し、関係機関、家庭、地域が一体となって子どもたちを守り育てていく環境づくりを目指してまいります。

スポーツにつきましては、体育協会などの関係団体を支援していくとともに、権兵衛の故郷走ろう大会などの内容の充実、誰もが参加できるスポーツの機会の提供、普及促進に取り組んでまいります。

また、引き続き子どもたちに夢を持つことのすばらしさ、目標に向かって努力することの大切さ、仲間と協力をするものの大切さを伝えるために「夢の教室」の開催や全国大会などに出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、「美し国三重市町対抗駅伝大会」への参加など、競技スポーツの振興に努めるとともに、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援を推進してまいります。

スポーツ交流の推進といたしましては、コロナ禍により減少していたスポーツ合宿について情報発信のほか、県内外での誘致活動を進めるとともに、紀北町観光協会と連携した合宿プランの提供など受入れ体制の強化を図ってまいります。

文化・芸術については、郷土の文化はもちろん、多様な文化活動や芸術活動が行えるよう文化団体に対して支援するほか、都市部でしか味わえない一流アーティストなどによる演奏会、演芸会を開催する機会をつくっていくことで振興につなげてまいります。

次に、基本目標5つ目は「ともに担う参画と協働のまち」についてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されておまして、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働により、町政の経営を進める必要があります。

このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理が厳しくなっていることに鑑み、引き続き一定の支援を講じてまいります。

そして、町民の皆様との協働によるまちづくりに向け、行政活動の報告と、紀北町まちづくり協議会におきまして、今後のまちづくりに向けた意見交換を行ってまいります。

さらに、SDGsの目標にもありますジェンダー平等の実現や男女共同参画社会の形成は大変重要であり、特に女性が活躍する社会の実現に向けた取組を促進するため、引き続き各

審議会や委員会などへの女性の参画を促し、意見をいただくこととしております。

これらの各種方面の皆様からいただいた様々なご意見、ご要望などを踏まえ、これからのまちづくりを町民の皆さんと協働して進めていくことで、本町のさらなる発展に向けた取組を加速してまいります。

また、人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持できるよう、外部の視点を生かせる地域おこし協力隊、地域活性化起業人制度の活用や大学との連携事業を進め、移住対策や関係人口を増やす取組を進めてまいります。

令和7年3月31日をもって5か所の出張所を廃止し、町内にある8か所の郵便局全てに出張所業務を委託することになりますが、町民の皆様の利便性の向上にも期する事業でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このほか、第4次紀北町行財政改革大綱に基づくアクションプログラムを推進し、町民の皆様の参画や協働に重点を置いた持続可能な行財政経営に取り組んでまいります。

また、町民の皆様が簡便かつ正確に本人確認や行政機関などからのサービスを幅広く受け取ることができるように、マイナンバーカードの取得しやすい環境づくりとともに、その利活用を進めてまいります。このような取組で、町民の皆様に迅速で分かりやすい情報が提供できるよう、情報発信の手段を形成してまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と令和7年度に講ずるべき主要施策について申し上げます。

引き続き、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢の下、時代の変化や要請を的確に把握し、柔軟な発想と広い視野で、紀北町第2次総合計画の将来像に掲げた「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、町民の皆様と協働によるまちづくりを積極的に進めてまいります。

町民の皆様の命と健康、暮らしを守るため、職員と共に全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げ、施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で町政の一般説明を終わります。

入江康仁議長

それでは、議事を進めます。

お諮りいたします。

日程第6 諮問第1号及び日程第7 議案第4号については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 諮問第1号及び日程第7 議案第4号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

それでは、日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、人権擁護委員の船津1023番地、海上美香氏が本年6月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、令和4年7月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として、介護施設での経験を生かし、地域社会に根差した積極的な活動を遂行している同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの

であります。

諮問につきましては、以上1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

入江康仁議長

ここで、諮問案件に対して議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩といたします。

（午前 11時 23分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11時 26分）

入江康仁議長

これより討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第4号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、中場副町長の退場を求めます。

（中場 幹副町長：退場）

入江康仁議長

それでは、まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきまして、適任のご意見をいただき、誠にありがとうございました。

引き続きまして、2件目の人事案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町副町長の相賀258番地4、中場幹氏が本年3月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成29年4月から副町長としてご尽力をいただいております。

つきましては、町政の円滑な運営を図る上で、人格が高潔で識見を有し、町行政にも造詣

が深く、職員からの信頼も厚い、同氏を引き続き副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

副町長の人事案件につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

副町長の任期につきましては、何年から何年までになるのでしょうか。

(「書いてある」と呼ぶ者あり)

6番 東篤布議員

どこに書いてある。

(「議案に」と呼ぶ者あり)

6番 東篤布議員

議案、これ。

(「3ページ」と呼ぶ者あり)

6番 東篤布議員

ここやな。書いてあるな。

入江康仁議長

ちょっと待って。

6番 東篤布議員

書いてある。

入江康仁議長

いいですか。

6番 東篤布議員

書いてあった。

入江康仁議長

書いてあるんだけど、答弁求めなくてもいいか。

6 番 東篤布議員

いいです。見落としていました。ありがとう。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

5 番 原隆伸議員。

5 番 原隆伸議員

任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日までになっていますけれども、任期内でいろんなことがある可能性もございますので、地方自治法の第165条の考え方をスムーズに行うことができるのかどうかだけちょっとお聞きします。

入江康仁議長

原議員、任期内でいろいろあるということじゃなく、具体的に何々があるからこれはどうですかという質問でやってもらえれば。

原隆伸議員。

5 番 原隆伸議員

任期中には町長選挙もございますし、そこら辺でいろいろある可能性、生じる可能性も生まれることはないとは言えませんので、地方自治法第3款の補助機関としての165条に、退職する場合は議会の承認や町長が認めて退職できるというようなスムーズな動きができるように、つまらぬいざこざが起こらないようなことを懸念しますので、そこら辺だけ認識の上、お答えできればと思います。

入江康仁議長

私語はちょっと慎んでください。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃっている意味があまりはつきりわかりませんが、3月31日に対して任期が参りますので、また新たに再度お願いしたいということでございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

それでは、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

6 番 東篤布議員。

6 番 東篤布議員

反対討論。

入江康仁議長

こちらへ。

6 番 東篤布議員

中場さんに怒られるな、反対討論して。

この副町長の中場幹さんの任期、延長になるわけですがけれども、今は令和 7 年ですね。3 月か。4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までということは、令和 7 年 11 月で町長任期が終わるわけです。そうすると、7 年から 8 年、9 年、10 年、11 年、これは副町長できるわけです。どなたに代わってもできるわけです。

僕はこの中場さん大好きなんですけれども、なぜ反対するかという理由を少し述べさせていただきます。

まず 1 つ、町長の先ほどの施政方針の中にも端的に表れております。私は、町の方向性を決めていくには、やはり大きな視野に立って、多面的にいろんな角度から我が町を見て、県の情勢、他市町の情勢、そして今、日本に置かれておる立場、今、世界の情勢を踏まえて、多面的な面で見えて町の方向性を決めていかなければならない、こう思うわけです。

そこでまた、施政方針につきましても立派な文章です。各課の課長連中が新聞を読んで考えたのか知りませんが、まず、具体的に申しますね。この施政方針の中で、まず基本目標の中に 5 つございます。

まず 1 つずつ簡単に申しますよ。ずっと暮らせる安全・快適なまちづくりにつきまして、施政方針の 12 ページ見てください。

細かくは言いません。気づいた点だけを述べさせていただきます。

（「議長、本旨と違うよ」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

いえいえ。反対理由に対する発言をしております。

6 番 東篤布議員

違いはしません。いいですか。なぜ副町長が不適格であるかという理由です。

まず、答えから言いましょう。多面的な面から見るのであれば、やはり副町長は県から来てもらうべきだと僕は思います。本人をとやかく言うんじゃないんです。この施政方針の中でも、これは町長のお考えじゃない。職員が、農林が考えた、建設が考えた、その寄せ集めです。

ただ、その中で、ずっと暮らせる、まずこの中でこういうのがあります。まず、12ページの中に、これは建設が考えたのかな、国道、ルート422の問題が載っておると思うんですが。

入江康仁議長

何ページですか。

6番 東篤布議員

ちょっと待ってくださいね。建設が考えたところだから、そうそう、14ページですね。12ページから始まって、道路工事等も挙げてあります。江竜線等が載っておったのはどこだったかな、何ページだったかな。23ページですね。

入江康仁議長

篤布議員。参考にして言うのはいいけれども、説明するのに当たっては、副町長の討論ですから、討論に対してのきちんと端的にちょっと討論を述べていただきたいと思うんです。

6番 東篤布議員

これがもし、先ほど言いました23ページのことですけれども、江竜線の舗装工事等とか書いてある。ほかに422号の工事のことも書いてある。

しかし、大台町から紀伊長島にトンネルが抜けるような決定したんです、県のほうで。そのところが書かれていないんです。いいですか。

それから……

入江康仁議長

いやいや、東篤布議員、今の言うような、書かれておるとか書かれていないじゃなくて。

6番 東篤布議員

漁業のことに関してもそうです。実際に今、紀伊長島、引本港で起こっておる船籍が他県に変わっている、引本港が閉鎖されるかもしれない。そこらを全然見ていないわけです。

入江康仁議長

それと副町長のあれとはどういう関係になる。

6番 東篤布議員

いわゆる僕は、県から来ていただいて、多面的に考えていただける方に来ていただくのが

妥当かと、こう思うわけです。いいですか。

職員の皆さんは、町長の言うがままに動かざるを得ないわけです。副町長も町長が選んだようなものだから、そうなっていく。

僕は、町長の考えはいいですよ。それに対して具申してくれる、町長が嫌がることでも言ってくれる人が来ないといけないと思う。安心なまちづくり、やさしさを、それから、企業のこと書いていましたけれども、企業がいても水道も引かない町、どこに企業が来るんですか。県から来てたら、それ言ってくれるかもしれない。安心な町で、町営住宅にも水道引っ張らない町、そこらを町長に具申してくれる町の職員がいたとしても、いや、僕はまずいないと思うな。

だから、そういった面で、町長に嫌事を言ってくれる人らを置かないといけない。そうじゃなかったら、町長の言いなりになる職員、町長の言いなりになる副町長じゃいけない。

具体的に言ったら、もうきりが無いぐらいある。これは施政方針についても。そうでしょう。

だから、これで議会までもが言いなりになっていたんじゃ、言いなりの職員、言いなりの副町長、言いなりの議会、何でそんな、幸せな町になれるわけじゃないじゃないですか。

町のために、町長に嫌われてでも、個人を嫌いじゃないですよ。町長の方向性が間違っていたら、町長こうしませんかという人に僕は副町長に来ていただきたい。

そういった意味で、中場さんは嫌いじゃないですよ。多面的に物事を見て、町長に嫌事でも具申してくれる方に来ていただきたい。それは三重県から来ていただくことによって、県の情報がもっと取れる。県の情報がもっと取れておるならば、このような施政方針にならないと、そう思います。

以上です。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

2番 宮地忍議員。

2番 宮地忍議員

単純に考えたところで、賛成討論でも反対討論でも、どちらでも私としては同じ内容になるかと思うんですが、当のこの現副町長、中場幹氏は、副町長としては誰もが認めるとおり、十分過ぎる人物であると私は思います。

しかし、7か月後に控えています町長選挙に、どうしても私としては出馬していただきたい

いと。多数の議員や町民が望んでいるものであります。

よって、それらを考慮した上で、賛成討論とこれはいたします。その前には当然、辞任していただきますが、そういうことであります。

以上です。

入江康仁議長

ここでちょっと注意させてもらう。もう私語は慎まないと、今度はきつく言わないといけないから、そこだけ気をつけてください。やっぱりルールがあるからね、そこは。

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

前者議員からいろんな意見がありましたんですけども、本年の10月ですか、町長選挙がございます。しかし、その間、町をよく知っている中場副町長になっていただくのが私はベストだと思います。

私も、紀北町になってから、もう13年目になりますけども、県から3人の方が来られました。しかし、そんなに力ないですね、こっちへ来るの。それよりも、ここを知っている、また彼のキャリアもあるから、なっていただくということが結構だと思います。

また、中場副町長については、例えば町長が替わったとした場合に、これは中場副町長がひょっとして辞めるかもわかりません。そのときは、また我々は選べばいいので、そういうことで、とりあえず中場副町長の続投を私は支持いたします。

以上です。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7 議案第4号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のと

おり同意することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

中場副町長の入場を許可いたします。

(中場 幹副町長：入場)

入江康仁議長

ただいま副町長の選任同意議案が可決されました。

副町長の選任について議会が同意したときは、議会の申合せにより本会議において挨拶することになっております。

ここで少しお時間をいただき、中場副町長にご挨拶をいただきたいと思いますので、発言を許可いたします。

中場副町長。

中場幹副町長

ただいま議員の皆様にご同意をいただき、本年4月1日から引き続き副町長をさせていただくことになりました。ご同意を賜り、誠にありがとうございます。

私は、もとより浅学の身ではございますが、議員の皆様、町民の皆様にご指導をいただきながら、常に思いやりの心を持って、誠心誠意努める所存でございます。

引き続き皆様方のご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

(拍手)

入江康仁議長

それでは、ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 48分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

ここで、会議録署名議員を追加いたしたいと思います。

11番 近澤チヅル議員

を追加いたしますので、よろしくお願いします。

宣告しましたので。

日程第8～日程第40

入江康仁議長

それでは、お諮りいたします。

日程第8 議案第5号から日程第40 議案第37号までの33件の議案については、提案理由並びに内容説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案33件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの副町長の選任につきましては、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例であります。企業版ふるさと納税地方創生基金を設置し、企業版ふるさと納税をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てるに当たりまして、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北地域児童発達支援施設条例であります。発達に支援を必要とする児童の福祉の増進を図るため、紀北地域児童発達支援施設を設置することから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例であります。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。育児・介護休業法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。育児・介護休業法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給及び給料表の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例であります。紀北町立矢口小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例であります。建設業法施行令等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 紀北地域児童発達支援施設の指定管理者の指定についてであります。紀北地域児童発達支援施設の供用開始に伴い、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,574万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,496万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,637万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ503万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,459万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ205万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億27万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 令和7年度紀北町一般会計であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億8,647万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,317万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,167万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億318万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 令和7年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を3億7,948万円、支出を3億7,733万1,000円に、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を1億4,326万円、支出を2億5,667万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、33件の議案についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

少し読み間違いがございました。

議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算、このところ、予算が抜けていたようでございますので、訂正をお願いします。

入江康仁議長

それでは、続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第5号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例

紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金を設置し、企業版ふるさと納税をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てるに当たり、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

それでは、まず初めに、企業版ふるさと納税制度の概要について説明させていただきます。

同制度は、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除する仕組みで、税額控除により最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業負担が約1割まで圧縮されるものです。

ただし、10万円以上の寄附が対象となり、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象となりません。

企業版ふるさと納税につきましては、令和7年3月31日をもって終了の予定でありましたが、2025年度税制改正大綱により、軽減措置の適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までとなりました。

このことから、基金を設置し、企業版ふるさと納税を積極的に募り、厳しい町財政の助けとなるよう、本条例を上程させていただいた次第であります。

本町が認定を受けている地域再生計画は、第2期紀北町地域再生計画とありますが、計画の内容は、紀北町第2次総合計画を全て包含するものでございますので、企業版ふるさと納税を幅広い分野で活用することができるものと考えております。

次に、条例の概要について説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1条にありますように、企業版ふるさと納税を適正に管理運営することを目的としたものであり、その内容は一般的な基金条例と同様の枠組みでございます。

第2条では、基金は予算の定めるところにより積み立てること、第3条では、管理について規定しており、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしております。

第5条では、処分について、基金は設置目的に従い、つまり企業版ふるさと納税を活用する地方創生事業に使用する場合に限り、予算に計上して処分することができることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものであります。

以上で議案第5号についての内容説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第6号についての内容説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第6号についてご説明させていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第6号 紀北地域児童発達支援施設条例

紀北地域児童発達支援施設条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

発達に支援を必要とする児童の福祉の増進を図るため、紀北地域児童発達支援施設を設置することから、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

尾鷲市と共同で旧ふなつ幼稚園を改修し整備を行っております児童発達支援施設が完成した後の運営や管理について、必要な事項を定めようとするものでございます。

内容につきましては、次ページ以降で説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第1条は、設置で、発達に支援の必要な児童に対して支援等を行うことにより、児童福祉の増進を図るために施設を設置することとしています。

第2条は、名称と位置でございます。名称は紀北地域児童発達支援施設、位置は紀北町船津1351番地でございます。

第3条は、本施設で行う事業で、第1号は児童発達支援に関する事業、第2号は放課後等

デイサービスに関する事業、第3号は保育所等訪問支援に関する事業、第4号は町長が必要な事業としております。

第4条は、利用者の範囲で、第1号は児童福祉法の規定に基づく通所受給者証の交付に係る対象児童及びその家族等、第2号は町長が特に必要があると認める者としております。

第5条は、利用の制限を定めております。

第6条は、利用者負担額で、事業の支援を受けたときは、児童福祉法の規定に掲げる額を納付しなければならないとしております。

次のページをお願いいたします。

第7条は、利用者負担額の減免、第8条は、損害賠償について規定しております。

第9条は、指定管理者による管理で、本条により本施設の管理を指定管理者に行わせることができるよう規定しております。

第10条は、指定管理者が行う業務で、第1号は第3条に規定する事業の実施に係る業務、第2号は施設、設備等の維持管理に関する業務、第3号は第6条に規定する利用料金に関する業務、第4号は町長が必要と認める業務としております。

第11条は、指定管理者が行う管理の基準、第12条は、委任について規定しております。

最後に、本条例の施行日でございますが、附則で令和7年4月1日からとしております。ただし、第3条第3号の保育所等訪問支援に関する事業は、事業開始できるめどがつきましたら、規則で定める日から施行したいと考えております。

また、準備行為については施行日前においても行うことができる規定をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第7号及び議案第8号についての内容説明を求めます。

上村企画課長。

上村毅企画課長

議案第7号についてご説明させていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第7号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和4年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が改正され、新たに条文が追加されたことにより、紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に条ずれが生じたための改正となります。

12ページをお願いいたします。

改め文と施行日でございます。

この条例の施行日は4月1日からとするものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

改正は条ずれに伴う変更のみであり、内容についての変更はございません。

続きまして、議案第8号についてご説明させていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第8号 紀北町個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

紀北町個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

申し訳ありません。訂正させてください。

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、読み間違えました。申し訳ありません。

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、新たに条項が追加されたことにより、紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に条項のずれが生じたための改正となります。

15ページをお願いいたします。

改め文と施行日でございます。

この条例の施行日は4月1日からとするものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

改正は条項のずれに伴う変更のみであり、内容についての変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、次に、議案第9号から議案第13号についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、育児・介護休業法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

18ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は、附則により令和7年4月1日から施行することとしています。

20ページの新旧対照表をお願いいたします。

主な改正内容をご説明いたします。

第9条の2第2項の改正文は、育児などを行う職員の時間外勤務手当等の制限の対象となる子の年齢を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する

ための改正であります。

21ページをお願いいたします。

第18条の2と第18条の3は、職員の配偶者等が介護が必要となった場合に離職を防止するための条の追加で、第18条の2は、職員への介護両立支援制度等の周知や意向確認などの規定で、第18条の3は、職員が介護両立支援制度等の請求を円滑に行えるよう、職場環境の整備に関する措置で、研修や相談体制の整備などの規定の追加であります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書23ページをお願いいたします。

議案第10号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。育児・介護休業法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

24ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は、附則により令和7年4月1日から施行することとしています。

25ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正内容をご説明いたします。

第19条の改正は、引用法律の条ずれにより改正するもので、内容に変更はありません。

議案第10号の説明は以上であります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第11号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のと

おり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。今年度の人事院勧告により、令和7年度から適用する勧告に併せ改正いたしたく、上程をさせていただきました。

27ページから37ページは改正文であります。

32ページをお願いいたします。

附則で、本条例は第1条により令和7年4月1日から施行することとしています。

第2条と第3条は、給料表の改正による号給の切替えであります。

第4条は扶養手当について、令和7年度は配偶者は3,000円、子は1万1,500円を支給する規定であります。

第5条と第6条は地域手当について、三重県は4％であります。令和9年度までは4％を超えない範囲で支給する規定であります。

33ページをお願いいたします。

第7条は単身赴任手当に関する経過措置であります。

第9条から第11条は附則の条ずれによる改正であります。

下段から37ページの別表は、給料表を改正することによる号給の切替表であります。

主な改正内容は新旧対照表で説明いたします。

38ページをお願いいたします。

第13条は扶養手当で、配偶者を削除し、子について1人「1万円」を「1万3,000円」に改正するものであります。

第14条の2は単身赴任手当で、第13条で配偶者を削除したことにより、配偶者に事実婚を含む規定を追加するものであります。

39ページをお願いいたします。

第15条の2は地域手当で、6と7級地を削除し、3級地を「100分の12」に、4級地を「100分の8」に、5級地を「100分の4」に改正するものであります。

40ページをお願いいたします。

第16条は通勤手当で、月額の上限を「5万5,000円」から、41ページをお願いいたします。「15万円」に改正するものであります。

第24条は管理職員特別勤務手当で、平日の支給対象となる開始時間を午前0時から午後10時に改正するものであります。

第29条は、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するための改正であります。

42ページをお願いいたします。

行政職給料表の改正は、若手、中堅優秀職員等に給料を改善するため、3級から6級の号給を改正していますが、在籍している職員は切替表により今年度と同額の号給とするため、月額に変更はありません。

42ページから45ページが改正後の行政職給料表で、46ページから49ページが改正前の給料表であります。

50ページから53ページは、附則第9条から第11条の条ずれの改正の新旧対照表であります。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書54ページをお願いいたします。

議案第12号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

55ページをお願いいたします。

人事院勧告に準拠した現業職給料表の改正であります。

59ページをお願いいたします。

本条例は、附則第1項により令和7年4月1日から施行することとしています。

第2項は給料表の改正による号給の切替えの規定であります。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

65ページをお願いいたします。

65ページから68ページが改正後の現業職給料表で、69ページから72ページが改正前の現業職給料表であります。

以上で議案第12号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第13号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第13号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀北町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給及び給料表の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正理由につきましては、令和6年度の人事院勧告により、地域手当及び給料表の見直しが行われたことに伴い、職員に併せ、会計年度任用職員につきましても改正するものでございます。

74ページをお願いいたします。

改正文であります。地域手当に相当する額を報酬にて支給する条文の追加及び行政職給料表と現業職給料表を改正するもので、74ページから78ページが行政職給料表、78ページから82ページが現業職給料表の改正であります。

82ページをお願いいたします。

本条例の改正は、附則により令和7年4月1日から施行することとしています。

83ページの新旧対照表をお願いいたします。

第18条の2は、職員の地域手当の規定を準用し、パートタイム会計年度任用職員の報酬に加算し支給するための条文であります。

83ページから89ページは行政職と現業職の給料表であります。

議案第13号の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

それでは、議案第14号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書90ページをお願いいたします。

議案第14号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例

紀北町学校基本財産条例（平成17年紀北町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立矢口小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容といたしましては、本年度末、令和7年3月末をもって紀北町立矢口小学校が廃校となることに伴い、矢口小学校の項を削除するものでございます。

91ページをご覧ください。

紀北町学校基本財産条例の一部を次のように改正する内容で、矢口小学校の項を削ることにより、地積の合計欄の「4万8,669」から「4万4,956」、ヒノキの本数「1万9,646」から「1万6,646」に改めるものでございます。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

92ページが新旧対照表でございます。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

それでは、議案第15号についてご説明させていただきます。

議案書の94ページをお願いいたします。

議案第15号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正の内容について説明させていただきます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正と、道路交通法の改正規定が令和7年3月24日に施行されることに伴う規定の整備でございます。

95ページが改正文、96ページから99ページが新旧対照表となっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、96ページをお願いいたします。

左側が改正条文となります。

第36条の2及び中段以降の第63条の2、次の97ページの第89条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による引用条項のずれによる変更です。

97ページ中段から98ページにかけての第90条は、軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免について規定しております。申請時に運転免許証を提示することとなっております。道路交通法の改正により、令和7年3月24日から運転免許証とマイナンバーカードの一体化が可能となります。今回の改正は、その一体化したマイナ免許証を申請時に提示することを可能とする規定の整備であります。

98ページ中段からの第139条の3、99ページの第149条につきましては、第36条の2、第63条の2と同様の引用条項の変更となります。

96ページにお戻りください。失礼しました。95ページにお戻りください。

本条例の改正についてですが、附則により、道路交通法の改正に伴う第90条につきましては、令和7年3月24日、そのほかにつきましては、令和7年4月1日から施行するものとしています。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第16号及び議案第17号についての内容説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第16号についてご説明させていただきます。

議案書100ページをお願いいたします。

議案第16号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

地域型保育事業の家庭的保育事業者等は、連携協力を行う保育所等の確保が必要ですが、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは連携施設を確保する必要があることとされている経過措置の期限が令和6年度末に到来します。

しかし、国の調査では、経過措置が終了した場合において、認可基準を満たさなくなる施設の割合が高い状況であることから、国において検討され、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置がなされたことにより、条例の一部を改正するものであります。

なお、現在のところ、町内においては対象となる事業所はありません。

それでは、内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

103ページをお願いいたします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

104ページをお願いいたします。

第42条第2項の改正は、保育内容支援に係る連携施設の見直しです。保育内容支援とは、集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の支援のことです。

町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、第1号で、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること、第2号アで、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、イ、本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられて

いること、以上の要件全てを満たすと認めるときには、確保しないことができるとしております。

第3項では、保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくはB型または事業所内保育事業を行う者であることとしています。

105ページをお願いいたします。

第4項第2号の改正は、代替保育に係る連携施設の見直しです。代替保育とは、事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって保育をすることです。

町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じても、なお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるとされたことによるものです。

附則第4条の改正は、連携施設経過措置を延長するため、経過措置の期限を設備運営基準の施行日から15年を経過する日とするものです。

それ以外の改正事項につきましては、項を追加したことによる条ずれや、それに伴う字句の訂正などによるものです。

ここで、恐れ入りますが、102ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第16号については以上でございます。

続きまして、議案第17号についてご説明させていただきます。

議案書106ページをお願いいたします。

議案第17号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

内容については、先ほどの議案第16号とほとんど同じものとなります。現在のところ、町

内においては対象となる事業所はありません。

家庭的保育事業者等は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所等の連携施設を適切に確保しなければならないこととされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置がなされたこと及び栄養士法の改正により、条例の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

109ページをお願いいたします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

第6条第2項の改正は、保育内容支援に係る連携施設の見直しです。内容については、議案第16号と同じとなっておりますので、省略させていただきます。

110ページをお願いいたします。

第6条第4項の改正は、代替保育に係る連携施設の見直しです。内容については、議案第16号と同じとなっておりますので、省略させていただきます。

111ページをお願いいたします。

第16条の改正は、栄養士法が改正され、これまでは管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。このことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士についても同要件を満たすことができるよう改正を行うものです。

附則第3条の改正は、連携施設経過措置を延長するため、経過措置の期限を設備運営基準の施行日から15年を経過する日とするためです。

それ以外の改正事項については、項を追加したことによる条ずれや、それに伴う字句の訂正などによるものです。

ここで、恐れ入りますが、100ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第18号及び議案第19号についての内容説明を求めます。

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

それでは、議案第18号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の113ページをお願いいたします。

議案第18号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、最近の社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うべく、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことから、これに準じて、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書の114ページをお願いいたします。

このページでは改正文と附則でございます。

附則でございますが、第1項につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行する。第2項につきましては、今回の条例改正前、改正後の経過措置について規定したものでございます。

議案書の115ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

左側が新で右側が旧となっており、下線部分をご覧ください。

第5条第2項第2号中の下線部「9,100円」を「9,700円」に、「1万4,200円」を「1万4,500円」に改めるものでございます。

同条第3項中の下線部分の字句を削り整理し、第1号に該当する扶養親族1人につき「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」に、第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族1人につき「217円」に改めるものでございます。

同条第4項中の下線部の字句を削り、「特定期間」を「当該期間」に改めるものでござい

ます。

議案書の116ページをお願いいたします。

別紙（第5条関係）につきましては、階級及び勤務年数により、団長及び副団長の10年未満の金額「1万2,500円」を「1万2,900円」に、10年以上20年未満の金額「1万3,350円」を「1万3,700円」に、20年以上の金額「1万4,200円」を「1万4,500円」に、分団長及び副分団長の10年未満の金額「1万800円」を「1万1,300円」に、10年以上20年未満の金額「1万1,650円」を「1万2,100円」に、20年以上の金額「1万2,500円」を「1万2,900円」に、部長、班長及び団員の10年未満の金額「9,100円」を「9,700円」に、10年以上20年未満の金額「9,950円」を「1万500円」に、20年以上の金額「1万800円」を「1万1,300円」にそれぞれ改めるものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の117ページをお願いいたします。

議案第19号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年紀北町条例第151号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加すべく、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことから、これに準じて、紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案書の118ページをお願いいたします。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、第1項につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行する。
第2項につきましては、今回の条例改正前、改正後の経過措置について規定したものでございます。

議案書の119ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

左側が新で右側が旧となっており、下線部分をご覧ください。

別表（第2条関係）につきましては、勤務年数「30年以上」を「30年以上35年未満」に改め、「35年以上」を加えるものでございます。

また、階級及び勤務年数により、団長の35年以上の金額「107万9,000円」、副団長の35年以上の金額「100万9,000円」、分団長の35年以上の金額「94万9,000円」、副分団長の35年以上の金額「90万9,000円」、部長及び班長の35年以上の金額「83万4,000円」、団員の35年以上の金額「78万9,000円」をそれぞれ加えるものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第20号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第20号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の120ページをお願いします。

議案第20号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年紀北町条例第29号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

建設業法施行令等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、さきの12月定例会で一部改正を行った本条例につきまして、引用する建設業法施行令改正に伴い、条ずれが生じたことによる改正と、技術士法に関する資格基準で、過去の条例改正時に定めている附則の経過措置の号の移動を併せて改正するものでございます。

121ページをご覧ください。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、第1条が公布の日から、第2条が令和7年4月1日から施行することと規定しております。

122ページをお願いいたします。

こちらは条ずれによるもので、内容に変化はございません。

124ページをご覧ください。

こちらにつきましては、過去の条例改正時に定めている附則の経過措置の号の移動に伴うものによるものです。

以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第21号から議案第23号についての内容説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第21号についてご説明させていただきます。

議案書125ページをお願いいたします。

議案第21号 紀北地域児童発達支援施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北地域児童発達支援施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀北地域児童発達支援施設
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島592番地
名 称 医療法人 三慶会
代表者 理事長 加藤康子
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北地域児童発達支援施設の供用開始に伴い、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

紀北地域児童発達支援施設につきましては、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項第1号に規定する「指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため特定の団体に管理させることが、適切な管理及び運営に資すると認められるとき」を適用し、医療法人三慶会を指定管理者として指定するものであります。

かとう小児科は、平成元年に開業され、平成24年に医療法人三慶会を設立されております。開業以降、本地域における障害児の早期発見、早期療育システムの中心的な役割を担っていただいております。

長年にわたり蓄積した経験や実績から、関係諸機関、障害児やその保護者との信頼も得ており、それらの専門的なノウハウに基づく高度な専門性を生かすことで、多様化する支援ニーズに対応した療育の実施が可能となっています。

なお、指定期間については5年とさせていただくものであります。

議案第21号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第22号についてご説明させていただきます。

議案書126ページをお願いいたします。

議案第22号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀北町デイサービスセンター
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島209番地9
名 称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会
代表者 会長 奥川豊樹
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

紀北町デイサービスセンターにつきましては、平成18年第2回議会臨時会におきまして、平成18年9月1日から平成22年3月31日までの3年7か月間、そして、平成22年3月議会定例会におきまして、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間、それ以降は5年ごとに、令和7年3月31日まで指定管理者として現管理者を指定することをお認めいただいたところであります。

指定期間の終了に当たり、前回と同様に、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定、「町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認めるときは、公募によらず公共団体等を指定管理者の候補者として選定することができる」を適用し、社会福祉法人紀北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間については、前回と同様に5年とさせていただくものであります。

議案第22号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第23号についてご説明させていただきます。

議案書127ページをお願いいたします。

議案第23号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町在宅介護支援センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀北町在宅介護支援センター
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島209番地9
名 称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会
代表者 会長 奥川豊樹
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

紀北町在宅介護支援センターにつきましても、紀北町デイサービスセンターと同様に、令和7年3月31日まで指定管理者として現管理者を指定することをお認めいただいたところがあります。

指定期間の終了に当たり、前回と同様に、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定、「町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認めるときは、公募によらず公共団体等を指定管理者の候補者として選定することができる」を適用し、社会福祉法人紀北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。

指定の期間につきましても、これまでと同様に5か年とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第24号から議案第26号についての内容説明を求めます。

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

それでは、議案第24号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

議案書128ページをお願いいたします。

議案第24号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀北町「道の駅」海山交流ホール
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町三浦157番地4
名 称 株式会社デアルケ
代表者 代表取締役 岩本修
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由ですけれども、令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

内容について説明いたします。

本議案につきましては、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の公募をした結果、2者の応募がございました。

これを受けまして、去る1月27日に委員6名による紀北町「道の駅」海山交流ホール指定管理者の候補者選定委員会を開催し、書類審査並びにプレゼンテーションによる審査を実施し、委員会の答申も踏まえ、株式会社デアルケを指定管理者の候補者に選定いたしました。

地方自治法第244条の2第6項、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」の規定に基づきまして、本議会にご提案いたしました。

ご慎重審議の上、ご可決賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第25号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

議案書129ページをお願いします。

議案第25号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀北町森林公園オートキャンプ場
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町船津1548番地1
名 称 特定非営利活動法人 ふるさと企画舎
代表者 理事長 田上至
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由ですけれども、令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、

議会の議決が必要なためでございます。

本議案につきましては、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の公募をした結果、1者の応募がございました。

これを受けまして、去る1月24日に委員6名による紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の候補者選定委員会を開催し、書類審査並びにプレゼンテーションによる審査を実施し、町としまして、委員会の答申を踏まえまして、特定非営利活動法人ふるさと企画舎を指定管理者の候補者に選定しました。

地方自治法第244条の2第6項、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」の規定に基づきまして、本議会に上程いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

議案書130ページをお願いいたします。

議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀勢自動車道地域振興施設
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町長島2141番地
名 称 一般社団法人 みえ熊野古道 J A P A N
代表者 代表理事 藤村達司
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由ですけれども、令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回、議案上程いたしました一般社団法人みえ熊野古道 J A P A Nは、公共性の高い団体、個別の利益に走らない団体、町内商工業者の人材育成や観光・物産開発が可能な団体、商工

事業者が理解をして設立した団体、また、剰余金を配分することがない団体であり、かつ、これまで紀勢自動車道地域振興施設を適切に管理運営を行っていただいた実績がございます。

そのようなことから、引き続き、町がみえ熊野古道商工会及び一般社団法人みえ熊野古道 J A P A N と共に力を合わせ、紀北町の地域振興を進めていくことが最良と判断したので、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 2 項第 1 号の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として一般社団法人みえ熊野古道 J A P A N を選定いたしました。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第27号及び議案第28号についての内容説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、議案第27号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

議案書の131ページをお願いいたします。

議案第27号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町林業総合センターの指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町林業総合センター
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町便ノ山200番地
名 称 森林組合おわせ
代表者 代表理事組合長 松永忠與
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なため

でございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

紀北町林業総合センターにつきましては、平成7年度に農林業の振興、農林家の就業改善、地域住民の交流などを図ることを目的に、便ノ山地区に研修集会施設として整備されたものでございます。

この紀北町林業総合センターの建物は、森林組合おわせの事務所に併設し、一体化された施設となっていることから、管理運営に当たり、利用者などへの対応、安全管理面などからも、現管理者である森林組合おわせが管理運営することで効果的かつ効率的な運営が期待できることから、引き続き森林組合おわせを指定しようとするものでございます。

議案第27号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第28号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

議案書の132ページをお願いいたします。

議案第28号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町木材乾燥機場の指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町木材乾燥機場
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町相賀1992番地6
名 称 海山木材協同組合
代表者 代表理事 濱中秀文
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

令和7年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明をいたします。

紀北町木材乾燥機場につきましては、平成11年度に旧海山町が2基の整備を行っておりまして、海山木材協同組合が整備した4基と合わせて、現在合計6基の乾燥機で運営を行っております。

乾燥機の管理運営につきましては、熟練した技術が必要であり、今まで海山木材協同組合が管理運営を行ってきたところでございます。

この紀北町木材乾燥機場は、海山木材協同組合の乾燥機場と一体化された施設となっていることから、管理運営に当たり、利用者などへの対応、安全管理面などからも、現管理者である海山木材協同組合が管理運営することで効果的かつ効率的な運営が期待できることから、引き続き海山木材協同組合を指定しようとするものでございます。

議案第28号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

入江康仁議長

それでは、ここで2時45分まで暫時休憩といたします。

(午後 2時 25分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 45分)

入江康仁議長

次に、議案第29号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度紀北町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度紀北町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 5,574 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115 億 6,496 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5 ページをご覧ください。

第 2 表は、繰越明許費補正でございます。

追加が農林水産業費の農業費で 3 件、林業費で 1 件、消防費で 1 件、教育費の教育総務費で 1 件、合計 6 件、1 億 298 万円を令和 7 年度に繰り越ししようとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。

第 10 款、第 1 項、第 1 目ともに地方交付税は 1 億 2,496 万 3,000 円の増額で、普通交付税の確定によるものでございます。

第 12 款・分担金及び負担金、第 2 項・負担金、第 2 目・民生費負担金は 110 万円の増額で、老人ホーム入所負担金の実績見込みによるものでございます。

第 13 款・使用料及び手数料、第 1 項・使用料、第 5 目・商工使用料は 547 万 1,000 円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料 389 万 5,000 円の増額など、実績見込みによるものでございます。

9 ページをご覧ください。

第 14 款・国庫支出金、第 1 項・国庫負担金、第 1 目・民生費負担金は 683 万 3,000 円の増額で、障害者自立支援給付費負担金 372 万 5,000 円の減額、子どものための教育・保育給付費負担金 1,512 万 9,000 円の増額、児童手当等負担金 422 万 4,000 円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は1,122万3,000円の減額で、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体の標準化・共通化に係る事業）の実績見込みによるものでございます。

第2目・民生費補助金は1,108万円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金436万8,000円は国の内示額の決定によるもの、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

10ページをご覧ください。

第3目・衛生費補助金は250万1,000円の減額で、循環型社会形成推進交付金232万5,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は1,547万3,000円の減額で、道路メンテナンス事業費補助金1,469万1,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は21万円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものでございます。

第2目・民生費負担金は2,532万6,000円の減額で、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金671万3,000円、施設型給付費・地域型保育給付費負担金820万5,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

11ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は13万8,000円の増額で、地域生活支援事業費補助金218万2,000円の減額は県の内示額の決定によるもの、地域子ども・子育て支援事業補助金232万円の増額は実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は139万7,000円の減額で、浄化槽設置促進事業補助金の実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は24万円の増額で、農業委員会交付金の追加割当内示によるものでございます。

第6目・土木費補助金は47万9,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金の実績によるものでございます。

12ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は293万1,000円の減額で、衆議院議員選挙執行委託金271万7,000円の減額など、実績によるものでございます。

第16款・財産収入、第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は3,000円の増額で、

普通財産売払収入は実績によるものでございます。

第17款、第1項ともに寄附金、第8目・教育費寄附金は100万円の増額で、町民の方からの寄附金でございます。

第9目・一般寄附金は130万円の増額で、こちらは町に営業所がある方から100万円と、紀北信用金庫様からの30万円の寄附金でございます。

13ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は1億9,765万6,000円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は14億9,916万5,000円となります。

第15目・地域振興基金繰入金は580万円の減額で、繰入金の一部を地域振興基金に戻し入れするものでございます。

第20款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は1万円の減額で、老人ホーム入所者受託事業収入101万6,000円の増額は、実績見込みによるもの、地域支援事業受託事業収入102万6,000円の減額は、内示額の決定によるものでございます。

第5項及び第6目ともに雑入は852万4,000円の減額で、14ページをご覧ください。新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成事業842万4,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第21款及び第1項ともに町債、第4目・農林水産業債は140万円の増額で、県営ため池等整備事業（宮谷池）の負担金増額によるものでございます。

第6目・土木債は1,600万円の減額で、道路橋りょう債の減額は、町道整備事業など17事業、15ページをご覧ください。河川施設債の減額は、準用河川宮前川河川改修事業の精算見込みによるものでございます。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算について説明いたします。

16ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は55万8,000円の減額で、議会活動及び議会事務局運営事業の精算見込みによるものでございます。

17ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は3,308万円の減額で、職員人件費1,600万円の減額は、職員の育児休業等によるもの、総合住民情報システム運営事業

1,488万円の減額は、標準化移行業務のうち、住民記録やコンビニ交付、印鑑登録の各システム改修が令和8年度改修となったことによるものなどでございます。

第5目・財産管理費は3,450万6,000円の増額で、基金管理事業は減債基金などへの積立金でございます。

第6目・企画費は1,826万6,000円の減額で、高度情報化推進事業は、自治体情報化システム標準化対応業務が開発の遅れにより次年度以降の対応になったことによるものでございます。

第12目・諸費は200万円の減額で、町税過誤納付による歳出還付金は、過年度還付実績等によるものでございます。

18ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は426万1,000円の減額で、税務一般事務事業378万1,000円の減額は、電算事務委託料の実績などによるものでございます。

第2目・賦課徴収費は445万5,000円の減額で、主に物価高騰対応重点支援給付金（定額減税に係る調整給付分）415万5,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

19ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに戸籍住民基本台帳費は50万円の減額で、会計年度任用職員人件費50万円の減額と、戸籍電算管理事業の財源更正によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は136万8,000円の減額で、実績によるものでございます。

第6目・衆議院議員選挙費は271万7,000円の減額で、実績によるものでございます。

第8目・最高裁判所裁判官国民審査費は21万4,000円の減額で、実績によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目社会福祉総務費は2,716万8,000円の減額で、主に国民健康保険事業特別会計繰出金772万4,000円、紀北広域連合運営事業1,804万9,000円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は783万1,000円の増額で、主に障害者介護・訓練等給付事業1,009万7,000円の増額は、令和5年度事業精算による国・県への返還金等によるもの、障害者更生医療費給付事業367万3,000円の減額は、実績見込みなどによるものでございます。

第4目・国民年金事務費は11万5,000円の減額で、国民年金事業の実績見込みによるものでございます。

22ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は78万8,000円の減額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業773万円、後期高齢者医療特別会計繰出金503万5,000円の減額は実績見込みによるものや、財源不足に対応するための介護サービス事業特別会計繰出金1,519万4,000円の増額などによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は420万1,000円の減額で、会計年度任用職員人件費190万円の減額や、老人ホーム管理運営事業223万9,000円などの減額で、実績見込みによるものでございます。

24ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は248万3,000円の増額で、放課後児童クラブ対策事業695万7,000円の増額は、交付単価の改正等によるもの、子ども家庭総合支援拠点運営事業447万4,000円の減額は、実績によるものでございます。

第2目・保育所費は489万1,000円の減額で、主に児童保育事業592万6,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は1,763万8,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

26ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は2,082万7,000円の減額で、予防接種事業1,764万4,000円、がん検診事業288万5,000円の減額は、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・環境衛生費は697万6,000円の減額で、浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

27ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は330万円の減額で、職員人件費の減額は、精算見込みによる給料等の減額でございます。

第2目・塵芥処理費は556万5,000円の減額で、廃棄物適正処理推進事業は、東紀州環境施設組合負担金の精算によるものでございます。

28ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は、農業委員会運営事業の財源更正によるものでございます。

第5目・農地費は140万円の増額で、一般土地改良事業は、県営ため池等整備事業（宮谷池）に係る負担金の増額によるものでございます。

29ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は109万1,000円の増額で、職員人件費の増額によるものでございます。

第2目・商工業振興費は644万4,000円の減額で、主に小規模事業者利子補給等事業523万1,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第3目・観光費は97万9,000円の増額で、観光推進事業166万5,000円の減額は、夏の銚子川対策の実績によるもの、観光活性化対策事業140万円の減額は、イベント中止により団体への補助金減額によるもの、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業420万7,000円の増額は、報償費の実績見込みによるものなどでございます。

30ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は110万8,000円の減額で、道路台帳修正業務委託事業の実績などによるものでございます。

31ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は2,037万1,000円の減額で、町道道路維持補修事業、交通安全対策事業、橋りょう維持補修事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1,107万7,000円の減額で、町道道路改良事業の町単分と舗装の実績見込みによるものでございます。

32ページをご覧ください。

第3項・河川費、第2目・河川施設費は260万円の減額で、河川改修及び維持補修事業の精算によるものでございます。

33ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は66万5,000円の減額で、都市計画事務事業の精算によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1項・住宅管理費は218万5,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業の

実績などがございます。

35ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第2目・非常備消防費は40万円の増額で、消防団員活動事業の実績によるものでございます。

第5目・災害対策費は35万6,000円の減額で、防災訓練執行事業に要する報酬の減額によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第2目・教育振興費は36万9,000円の減額で、特別支援学級に在学する児童の就学奨励事業の実績見込みによるものでございます。

37ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第2目・教育振興費は36万9,000円の減額で、特別支援学級に在学する生徒の就学奨励事業の実績見込みによるものでございます。

次に、38ページの給与費明細書をご覧ください。

1の特別職につきましては、実績見込みにより、長等の共済費120万円の減額、その他の特別職の報酬が44万7,000円の減額で、補正後の合計額としましては1億3,563万円となる見込みでございます。

2の一般職につきましては職員分から説明させていただきます。

40ページをご覧ください。

給料が890万9,000円、職員手当1,001万9,000円、共済費150万円の減額により、合計2,042万8,000円の減額となり、補正後の総額は12億5,886万5,000円となります。

次に、会計年度任用職員でございますが、41ページをご覧ください。

報酬が544万4,000円、職員手当212万6,000円、共済費119万1,000円の減額により、合計876万1,000円の減額となり、補正後の総額は6億4,239万2,000円となります。

戻りますが、39ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は2,918万9,000円を減額し、19億125万7,000円となります。

42ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料890万9,000円の減額は、職員の育児休業等によるものでございます。

職員手当1,214万5,000円の減額は、選挙執行経費確定によるもの、職員の育児休業等によ

るもの、会計年度任用職員の精算によるものでございます。

43ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、令和6年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。
よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第30号及び議案第31号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第30号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,637万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金につきましては、187万3,000円を減額し、14億8,442万円にしようとするものでありますが、特別交付金に係る各事業費の確定に伴うものでございます。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、772万5,000円を減額し、1億6,716万8,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分354万2,000円の減額、同じく保険者支援分129万9,000円の減額、未就

学児均等割保険料繰入金10万6,000円の減額、7ページをご覧ください。職員給与費等繰入金335万2,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金40万2,000円の増額、産前産後保険料免除繰入金17万2,000円の増額は、いずれも額の確定により繰入金額が決まったものでございます。

第2項、第1目ともに積立基金繰入金、第1節・財政調整基金繰入金453万5,000円の増額は、財源調整のために基金を取り崩したものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費335万2,000円の減額は、システム改修費の実績に伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項、第1目ともに医療給付費分につきましては、財源の更正でございます。

10ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目・保健衛生普及費187万6,000円の減額は、特定健診の未受診者対策等に係る国保ヘルスアップ事業の実績に伴うものでございます。

11ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国・県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金5,000円の増額は、出産一時金補助金額の交付確定に伴うものでございます。

第2目・県支出金返納金16万円の増額につきましては、令和5年度事業の精算に伴う特別交付金の返還金となります。

以上で、議案第30号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第31号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和6年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ503万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,459万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は、187万8,000円を減額し、3億3,470万2,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金額の決定に伴うものでございます。

第2目の保険基盤安定繰入金は、315万7,000円を減額し、9,657万2,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、106万1,000円を減額しようとするものでありますが、電算システムに係る委託料の変更によるものでございます。

8ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金397万4,000円の減額につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の実績に伴うものでございます。

以上で、議案第31号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第32号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第32号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ205万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億27万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は231万円を増額して、1,241万円とするものであります。居宅介護サービス費収入の実績見込みによる増であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1,955万4,000円を減額して、1億1,467万円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減であります。

第5款・繰入金、第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金は1,519万4,000円を増額し、5,683万3,000円とするものであります。財源不足により一般会計からの繰入れを行うものであります。

続きまして、歳出予算の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は205万円を減額し、1億8,382万8,000円とするものであります。会計年度任用職員人件費など実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

以上で、議案第32号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第33号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町一般会計予算

令和7年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116億8,647万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

2ページをご覧ください。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出

3 ページから 7 ページは、第 1 表 歳入歳出予算でございます。

8 ページをご覧ください。

第 2 表 繰越明許費でございます。消防費の汐ノ津呂排水機場整備事業 7 億 7,388 万 2,000 円でございます。

9 から 10 ページをご覧ください。

第 3 表 債務負担行為でございます。書庫監視業務委託料など全部で 12 件でございます。

11 ページをご覧ください。

第 4 表 地方債でございますが、限度額は合併特例事業ほか合計 13 億 6,360 万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出の内容を説明させていただきます。

14 ページをご覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第 1 款・町税、第 1 項・町民税、第 1 目・個人は 4 億 7,348 万 8,000 円でございます。

第 2 目・法人は 5,508 万 9,000 円でございます。

第 2 項及び第 1 目ともに固定資産税は 6 億 873 万 2,000 円でございます。

15 ページをご覧ください。

第 2 目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は 458 万 9,000 円でございます。

第 3 項・軽自動車税、第 1 目・環境性能割は 287 万 6,000 円でございます。

第 2 目・種別割は 5,761 万 7,000 円でございます。

16 ページをご覧ください。

第 4 項及び第 1 目ともに町たばこ税は 9,418 万 9,000 円でございます。

第 2 款・地方譲与税、第 1 項及び第 1 目ともに地方揮発油譲与税は 1,590 万円でございます。

第 2 項及び第 1 目ともに自動車重量譲与税は 4,980 万円でございます。

17 ページをご覧ください。

第 3 項及び第 1 目ともに森林環境譲与税は 8,509 万 8,000 円でございます。

第 3 款、第 1 項、第 1 目ともに利子割交付金は 31 万 6,000 円でございます。

第 4 款、第 1 項、第 1 目ともに配当割交付金は 901 万 1,000 円でございます。

18 ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は737万8,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに法人事業税交付金は3,009万3,000円でございます。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は3億5,510万円でございます。

19ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに環境性能割交付金は1,010万円でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は580万円でございます。

20ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は100万円で、固定資産税の特例措置による減収補填分でございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は45億8,490万円で、内訳としましては、普通交付税が42億6,400万円で、特別交付税が3億2,090万円でございます。

21ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は60万円でございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は3,725万6,000円で、私立保育所保育料負担金1,285万5,000円などでございます。

第3目・衛生費負担金は10万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

22ページをご覧ください。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は114万7,000円で、小松原住宅使用料72万円などでございます。

第3目・衛生使用料は714万7,000円で、一般廃棄物処理施設使用料456万円などでございます。

第4目・農林水産使用料は221万2,000円で、和具の浜海水浴場駐車場料金218万4,000円などでございます。

第5目・商工使用料は7,647万9,000円で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料5,375万2,000円などでございます。

第6目・土木使用料は4,152万6,000円で、23ページをご覧ください。町営住宅使用料3,662万7,000円などでございます。

第7目・教育使用料は3,795万円で、健康増進施設使用料3,499万1,000円などでございます。

24ページをご覧ください。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は750万9,000円で、戸籍手数料426万8,000円などでございます。

第3目・衛生手数料は69万2,000円で、狂犬病予防注射済票交付手数料38万9,000円などでございます。

第4目・農林水産手数料は3,000円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は5億6,615万円で、障害者自立支援給付費負担金2億1,269万5,000円、25ページをご覧ください。子どものための教育・保育給付費負担金1億9,019万8,000円、児童手当等負担金1億3,592万円などでございます。

第2目・衛生費負担金は45万円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は1億5,215万2,000円で、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体の標準化・共通化に係る事業）5,872万1,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,490万5,000円などでございます。

26ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は4,780万2,000円で、子ども・子育て支援交付金3,381万9,000円などでございます。

第3目・衛生費補助金は365万8,000円で、循環型社会形成推進交付金296万1,000円などでございます。

第4目・農林水産業費補助金は2,600万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第6目・土木費補助金は7,620万円で、道路メンテナンス事業費補助金4,647万3,000円などでございます。

第8目・教育費補助金は1,571万5,000円で、公立学校情報機器整備費補助金1,037万3,000円などでございます。

27ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は26万2,000円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費24万7,000円などでございます。

第2目・民生費委託金は464万円で、国民年金事務委託金453万円などでございます。

28ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は92万6,000円で、特例処

理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は3億4,762万7,000円で、障害者介護給付費負担金1億559万円などでございます。

第3目・衛生費負担金は22万5,000円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は141万4,000円で、三重県移住支援事業補助金75万円などでございます。

29ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は9,067万円で、心身障害者医療費補助金3,142万5,000円などございます。

第3目・衛生費補助金は550万1,000円で、浄化槽設置促進事業補助金182万2,000円などございます。

第4目・農林水産業費補助金は4,913万2,000円で、30ページをご覧ください。造林事業費補助金1,294万1,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）1,104万9,000円、林道改良事業費補助金1,097万2,000円などございます。

第5目・商工費補助金は41万円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は662万2,000円で、木造住宅耐震補強事業費補助金538万5,000円などございます。

第8目・教育費補助金は383万1,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金138万4,000円などございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,196万円で、公民館管理運営事業などに充当しております。

31ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は6,566万3,000円で、県民税徴収取扱委託金1,863万7,000円、参議院議員選挙執行委託金1,941万9,000円、知事選挙執行委託金1,707万9,000円、国勢調査市町交付金982万1,000円などございます。

第4目・農林水産業費委託金は220万8,000円で、海岸維持修繕事業委託金209万3,000円などございます。

第6目・土木費委託金は1,966万6,000円で、海岸清掃委託金640万円などございます。

32ページをご覧ください。

第7目・消防費委託金は247万5,000円で、樋門管理委託金でございます。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は583万2,000円で、町有地貸付料383万5,000円などでございます。

33ページをご覧ください。

第2目・利子及び配当金は145万円で、基金運用利息でございます。

第2項・財産売払収入、第1目不動産売払収入は1,000万円で、町有林間伐木材売払収入でございます。

第2目・物品売払収入は140万円でございます。

第17款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は1億8,000万円で、ふるさと寄附金でございます。

34ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は7億2,244万3,000円でございます。

第2目・減債基金繰入金は2億5,000万円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は9,598万7,000円で、ふれあい広場マンドロ管理事業など11事業に充当するものでございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は140万円で、庁舎の修繕などに充当するものでございます。

第9目・港湾施設整備基金繰入金は78万4,000円で、長島港湾施設整備のために充当するものでございます。

第10目・人材育成基金繰入金は52万3,000円で、人づくり事業に充当するものでございます。

第15目・地域振興基金繰入金は5億2,306万3,000円で、地区集会所管理事業など39事業に充当するものでございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は1億9,503万9,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に8,884万7,000円と、30事業に1億619万2,000円を充当するものでございます。

35ページをご覧ください。

第21目・森林環境譲与税基金繰入金は1,158万1,000円で、林道・治山関係事業と小学校図書及び特別備品整備事業に充当するものでございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第20款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は203万円でございます。

第2目・加算金は1,000円でございます。

36ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は761万5,000円で、奨学資金貸付金返還金611万5,000円などでございます。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は7,080万6,000円で、地域支援事業受託事業収入6,055万5,000円などでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は549万2,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入544万5,000円などでございます。

37ページをご覧ください。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入は6,237万2,000円で、東紀州環境施設組合派遣職員人件費交付金680万円、42ページをご覧ください。新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成事業854万9,000円などでございます。

第21款及び第1項ともに町債、第1目の総務債は9,720万円で、過疎地域持続的発展特別事業債は、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業など16事業に充当するものでございます。

第4目の農林水産業債は8,590万円で、そのうち農業債は6,590万円で県単排水施設整備事業債など、林業債は1,210万円で林道江竜線舗装事業債、水産業債は790万円で海岸保全施設整備事業債でございます。

第5目の商工債は2,750万円で、ふれあい広場マンドロ整備事業債でございます。

第6目の土木債は3億6,100万円で、そのうち道路橋りょう債は1億9,580万円で、トンネル改修事業債など14事業に充当するものでございます。

43ページをご覧ください。

港湾債は360万円で、長島港防波堤改修事業債、河川施設債は1億6,160万円で、準用河川宮前川河川改修事業債6,570万円、山居地区急傾斜地崩壊対策事業債9,390万円などでございます。

第7目・消防債は7億7,700万円で、排水機場整備事業債などでございます。

第8目・教育債は1,500万円で、潮南中学校整備事業債などでございます。

以上が歳入予算でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

44ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は9,484万5,000円で、議会活動及び議会事務局運営事業6,464万1,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

46ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は6億5,726万9,000円で、主な事業としましては、総合住民情報システム運営事業6,916万3,000円は、システムの運用費や証明書等をコンビニエンスストア等で交付するために要する経費、これらシステムの標準化移行業務に要する経費などでございます。新町制20周年記念事業276万2,000円は、記念式典の開催に要する経費でございます。

49ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は6,111万2,000円で、主な事業としましては、CATV行政放送事業1,882万円は、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の制作などに要する経費、文書取扱事業2,001万8,000円は、文書の処理などに要する経費でございます。

50ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は678万3,000円で、予算編成や財務会計システムに要する経費などでございます。

第4目・会計管理費は661万7,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は2億7,846万1,000円で、主な事業としましては、庁舎管理事業4,860万円は、本庁舎の維持管理に要する経費、町有財産管理事業1,012万6,000円は、財政課所管の町有財産の維持管理に要する経費、51ページをご覧ください。基金管理事業1億9,134万9,000円は、ふるさと応援基金積立金1億8,000万円と基金への積立てに要する経費を計上しております。

第6目・企画費は3億1,038万6,000円で、主な事業としましては、地方バス運行対策事業7,679万3,000円は、おでかけ応援サービス「えがお」の運行費や、河合線、尾鷲海山線、海山長島線、島勝線の運行費、自主運行バスの「いこかバス」などに要する経費等、高度情報化推進事業9,496万7,000円は、町の情報ネットワークの更新や、これまでのデジタル田園都市国家構想推進事業の名称を改め、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業、自治体シス

テム標準化事業（企画課分）に関する経費などがございます。

52ページをご覧ください。

総合計画策定事業434万8,000円は、第3次総合計画の策定に向け、住民ニーズや意見を把握するためのアンケート調査を実施するための経費、移住・定住・交流促進事業615万1,000円は、若者就業・定住につなげるための取組等に要する経費や、町制20周年記念事業として首都圏での記念講演会等を開催するための経費、ふるさと寄附金推進事業8,884万7,000円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品等に要する経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（企画分）2,458万8,000円は、活動中の移住・定住のコーディネート等の隊員4名分と新規隊員1名分に係る経費、地域活性化起業人受け入れ事業（管財契約分）590万円は、地域活性化起業人を起用し、地域産品の開発、販路開拓、拡大等を図り、自主財源の確保につなげるものがございます。

53ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は3,405万円で、出張所管理事業228万円は、町内8か所の郵便局で実施予定の出張所業務の委託に要する経費、海山総合支所管理事業3,177万円は、海山総合支所庁舎の維持管理等に要する経費でございます。

第8目・公平委員会費は6万4,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

54ページをご覧ください。

第10目・生活安全推進費は1,668万4,000円で、防犯活動や交通安全対策、犯罪被害者等の支援に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございますが、空家等対策推進事業1,291万7,000円では危険老朽空き家の調査を実施いたします。また、本年度も特殊詐欺等被害防止機器購入補助金を前年度と同様に計上しております。

第12目・諸費は763万4,000円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金でございます。

第13目・地域振興費は500万円で、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するための事業補助金でございます。

55ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は1億1,265万1,000円で、税務一般事務事業3,796万5,000円は、システム改修や標準化移行業務の委託料などがございます。

56ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は450万6,000円で、預貯金照会電子サービスの使用料や三重地方税管

理回収機構への負担金等の徴収に要する経費でございます。

58ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は8,647万8,000円で、主な事業としましては、戸籍電算管理事業2,781万8,000円は、戸籍法等改正に伴う戸籍振り仮名登録に係るシステム改修委託料などでございます。

60ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は964万3,000円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

第3目・町長選挙費は1,728万7,000円で、令和7年11月12日をもって任期満了となることから、選挙執行に要する経費を計上してございます。

61ページをご覧ください。

第7目・参議院議員選挙費は2,105万7,000円で、令和7年7月28日をもって任期満了となることから、選挙執行に要する経費を計上してございます。

62ページをご覧ください。

第9目・知事選挙費は1,707万9,000円で、令和7年9月12日をもって任期満了となることから、選挙執行に要する経費を計上してございます。

64ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は999万円で、国勢調査の本調査や農林業センサス、経済センサス等、指定統計調査の受託事業でございます。

65ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は77万3,000円で、監査委員2名分の報酬などでございます。

66ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は8億4,523万1,000円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億6,963万4,000円や紀北広域連合への負担金5億929万2,000円などでございます。

67ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億3,814万1,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業6,305万円は、心身障害者の方への医療費助成に要する経費、68ページをご覧ください。障害者介護・訓練等給付事業4億2,485万円は、障害を持つ方に対する在宅及

び施設入所等の福祉サービスに要する経費、じん臓機能障害者通院交通費補助事業は296万8,000円は、人工透析療法を受けるじん臓機能障害者に対する交通費の一部助成に要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は1,577万1,000円で、国民年金事業270万円などでございます。

70ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は6億2,049万5,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業（町単）1,309万3,000円は、ねたきり老人等福祉保健手当、エアコン設置及び火災報知器設置費補助金、シルバー人材センター補助金などに要する経費、老人福祉施設措置事業2,946万6,000円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費、後期高齢者医療特別会計繰出金4億3,148万4,000円、71ページをご覧ください。介護サービス事業特別会計繰出金7,085万7,000円は、財源不足に対応するための一般会計からの繰出金でございます。

第2目・養護老人ホーム費は1億926万9,000円で、主な事業としましては、老人ホーム管理運営事業3,666万6,000円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営に要する経費でございます。

73ページをご覧ください。

第4目・老人保健費は1,000円で、事務に係る手数料でございます。

74ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は1億88万3,000円で、主な事業としましては、放課後児童クラブ対策事業7,105万2,000円は、放課後の児童対策のための事業補助金等でございます。

第2目・保育所費は4億5,504万3,000円で、主な事業としましては、75ページをご覧ください。私立保育所保育対策事業3,052万8,000円は、私立保育所の保育対策に要する経費でございますが、重度障害児保育士特別加配補助金の補助単価を引き上げ、保育所経営の安定化を図っております。児童保育事業4億943万円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所6園への事業補助金や、3歳から5歳児の副食費の無料化に要する経費などでございます。保育所保育料減免事業1,498万6,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保育所保育料を減免し、保護者の負担軽減を図る経費でございます。

第3目・児童措置費は1億7,102万1,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は4,897万円で、主な事業としましては、子ども医療費助成事業3,806

万6,000円は、18歳年度末までの入通院に対する医療費を助成し、子育て世帯の軽減を図る経費でございます。

第5目・へき地保育所費は7万7,000円で、建物の維持に要する経費でございます。

76ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費20万円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

入江康仁議長

課長、この民生費で一旦休憩取りたいと思いますので、いいですか。

入江康仁議長

ここで暫時休憩を4時までいたします。

(午後 3時 46分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時 00分)

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、77ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億3,935万2,000円で、地域保健共通事業2,326万7,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金などでございます。

78ページをご覧ください。

第2目・予防費は9,304万5,000円で、主な事業としましては、予防接種事業5,408万6,000円は、新型コロナウイルスワクチンや带状疱疹ワクチン接種を含む予防接種に要する経費、健康増進事業610万円は、健康教育、健康相談、健康診査、自殺対策事業、生活習慣病、フレイル予防等に要する経費、がん検診事業2,072万3,000円は、がん検診による早期発見、早期治療が重要なことから、無料化を引き続き実施いたします。

第3目・環境衛生費は4,866万8,000円で、主な事業としましては、火葬場及び霊柩車管理運営事業2,561万2,000円は、浄聖苑の火葬炉設備修繕、高圧受電設備の更新や管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金、79ページをご覧ください。墓地管理事業530万8,000円は、町営墓地の管理に要する経費、地球温暖化対策事業208万円は、県補助事業の太陽光発電設備等設置費補助金や新たに電気自動車等購入補助金を計上しております。

80ページをご覧ください。

第4目・環境保全費は41万9,000円で、環境美化を推進する経費でございます。

81ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億3,748万3,000円でございます。

82ページをご覧ください。

第2目・塵芥処理費は7億7,480万9,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業4億316万円は、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費、ごみ収集処理事業7,665万1,000円は、町内のごみの収集に要する経費、資源ごみリサイクル促進事業7,800万5,000円は、資源ごみステーションの増設、軟質プラスチック等分別処理委託料、生木等の木質物処理委託料、1.5tダンプ1台購入費を含む、資源ごみ回収及び処理に要する経費、ごみ減量化推進事業733万3,000円は、スポGOMIやごみ減量啓発講演会開催、生ごみ処理機購入費助成金など、ごみ減量を推進するための経費、不燃物処理施設管理事業1,484万4,000円は、不燃物処理場の維持管理に要する経費、廃棄物適正処理推進事業1億9,137万2,000円は、廃棄物の適正処理の推進に要する経費で、不法投棄対策、不燃物処理場機能回復、東紀州環境施設組合負担金などでございます。

83ページをご覧ください。

第3目・し尿処理費は1億1,596万3,000円で、反応槽及び硝化液の循環ポンプの定期修繕などを含むクリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

85ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は3,759万9,000円で、繰出基準などに基づく水

道事業会計への繰出金でございます。

86ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は821万2,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は3,911万5,000円で、主な事業としましては、農政総合企画事業340万8,000円は、農業の振興と活動及び運営に要する経費、87ページをご覧ください。中山間地域総合整備事業649万5,000円は、栗尾池、上里、鷲下揚水機場整備工事や便ノ山用水路工事に要する事業負担金、新規就農者育成総合対策事業155万円は、新規就農者1名に対する支援補助金などで、前年度の人・農地プラン事業から名称が変更しております。

88ページをご覧ください。

第5目・農地費は1億1,066万9,000円で、主な事業としましては、農地防災事業6,743万3,000円は、排水機場6施設の維持管理費や上里排水機場の機器更新整備工事の事業負担金などでございます。

90ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は4,794万円で、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

91ページをご覧ください。

第2目・林業振興費は1億708万5,000円で、主な事業としましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業1,404万9,000円は、危険木伐採事業、集落周辺森林（里山）整備事業、森林環境教育活動支援事業などを行う経費、森林経営管理推進事業8,512万3,000円は、森林環境譲与税譲与金を活用し、林業の成長産業化と森林の適切な管理を推進するもので、山林所有調査事務補助員1名の人件費、森林境界や面積の調査、民有林造林事業費補助金などを行う経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（林政分）527万1,000円は、林業従事者の増加及び林業の活性化を図る協力隊員1名分に係る経費等でございます。

92ページをご覧ください。

第3目・林業施設費は4,265万3,000円で、林道・治山関係事業2,070万8,000円は、林道江竜線舗装工事、林道横山線修繕工事などに要する経費、林道改良事業2,194万5,000円は、町管理の林道橋梁の修繕工事などに要する経費でございます。

第4目・町有林造成費は9,578万1,000円で、主な事業としましては、町有林造成事業9,573万1,000円は、町有林の保育、管理等に要する経費などでございます。

93ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は544万5,000円で、分収造林の受託事業に要する経費でございます。

94ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,744万4,000円で、主な事業としましては、島勝漁村センター管理事業168万1,000円は、施設の維持管理に要する経費、藻場調査事業43万2,000円は、長島・海野・白浦地区に設置された藻場礁などの潜水調査に要する経費でございます。

95ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費は1,688万1,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業930万8,000円は、引本港船揚げ設備更新事業、長島港魚市場水揚げ設備更新事業、長島港魚市場高圧洗浄機導入事業に対する事業補助金などに要する経費、水産資源増殖事業448万1,000円は、水産資源増殖を目的として種苗の放流を行うための経費、水産多面的機能発揮対策事業180万7,000円は、ガンガゼ駆除を行うなど漁場環境の保全活動を行う組織に対する事業負担金でございます。

第3目・漁港管理費は9,006万6,000円で、主な事業としましては、海岸保全施設整備事業8,060万円は、矢口漁港海岸施設の堤防改修等に要する経費でございます。

96ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は7,128万5,000円で、主な事業としましては、消費者行政に要する経費などでございます。

97ページをご覧ください。

第2目・商工業振興費は1億764万4,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円は、みえ熊野古道商工会に対する補助金、ふれあい広場マンドロ管理事業3,549万5,000円は、外壁と空調設備等の改修工事を含む、施設管理に要する経費、小規模事業者利子補給等事業2,126万2,000円は、紀北町新型コロナウイルス感染症（民間金融機関）利子補給補助金と小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（コロナ特別枠）、地域振興施設運営管理事業1,439万3,000円は、冷凍冷蔵庫や食器洗浄機などの備品購入費を含む、地域振興施設始神テラスの管理運営に要する経費でございます。

第3目・観光費は1億9,571万5,000円で、主な事業としましては、観光活性化対策事業4,561万8,000円は、紀北町観光振興プラン策定委託業務、観光パンフレット作成やイベントを開催する団体への補助金、地域活性化起業人を起用し、地域の魅力を生かしたツアー造成

や滞在型プランの構築、観光プロモーション等により観光誘客につなげる経費など、観光活性化に要する経費、98ページをご覧ください。温泉施設管理運営事業6,471万4,000円は、水中ポンプシステム更新工事や揚湯ポンプ制御盤更新工事を含む、古里温泉の管理運営に要する経費、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,514万9,000円は、キャンプ in 海山の管理運営に要する経費、体験型イベント交流施設管理運営事業831万7,000円は、体験型イベント交流施設けいちゅうの維持管理に要する経費、観光振興事業333万8,000円は、FMラジオや三重テレビ放送番組制作委託料など観光PR活動に要する経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（観光分）614万8,000円は、魚まち地区の活性化を図る協力隊員1名分に係る経費など、島勝浦地区活性化対策集落支援員事業329万円は、体験型イベント交流施設けいちゅうを基地として、島勝浦地区の活性化等につなげる集落支援を行うための経費でございます。

100ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億661万円で、土木事業推進及び道路台帳の修正などに要する経費でございます。

102ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は605万2,000円で、道路関係団体負担金などでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億6,667万5,000円で、主な事業としましては、町道道路維持補修事業4,446万8,000円は、町道の維持補修に要する経費、橋りょう維持補修事業8,160万円は、橋梁点検や設計、改修に要する経費でございます。

103ページをご覧ください。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1億5,875万6,000円で、主な事業としましては、町道道路改良事業の町単分7,370万円は、町単独の道路改良3事業などに要する経費、町道道路改良事業の舗装7,850万円は、町単独の道路舗装8事業などに要する経費でございます。

104ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は811万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は7,170万円で、準用河川宮前川河川改修事業及び小規模河川の維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は9,784万1,000円で、山居地区の急傾斜地崩壊対策事業の県への事業委託

料及び負担金、志子奥地区の急傾斜地崩壊対策事業の県への事業負担金でございます。

105ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,877万5,000円で、主な事業としましては、江ノ浦橋管理委託事業1,331万8,000円でございます。

106ページをご覧ください。

第2目・港湾施設費は360万円で、港湾施設整備事業負担金は、長島港防波堤改修事業の県への事業負担金でございます。

107ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は778万5,000円で、都市計画の事務処理などに要する経費でございます。

第2目・公園費は163万7,000円で、主な事業としましては、公園管理事業159万9,000円は水道料金や草刈り等、都市公園管理に要する経費でございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

108ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は8,409万2,000円で、主な事業としましては、町営住宅管理事業5,934万2,000円は、矢口白越団地屋根外壁改修工事、長浜輪戸団地外壁改修工事、小山・生熊・相賀の政策空家解体工事を含む、町営住宅の維持管理や修繕などに要する経費、木造住宅耐震補強事業1,957万8,000円は、町の耐震診断を踏まえ、耐震補強工事及び補強設計を施工される方に対する助成等ではありますが、本年度も防災力強化の観点から件数や補助額を増額しております。

109ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費は6億2,341万5,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は4,198万6,000円で、主な事業としましては、消防団員活動事業2,933万円は、消防団員の年報酬、報償費、活動服、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は694万3,000円で、主な事業としましては、消防機械器具整備管理事業614万6,000円は、消防団車両、小型動力ポンプ及び消防水利等の維持管理に要する経費でございます。

110ページをご覧ください。

第4目・水防費は7億8,454万円で、河川海岸水防対策と汐ノ津呂排水機場の工事積算委託業務、工事施工管理業務、工事費等に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は4,308万4,000円で、主な事業としましては、災害対策事業1,293万6,000円は、災害警戒に伴う職員手当や災害用備蓄品の購入等に要する経費、防災推進事業189万3,000円は、防災計画の策定や防災講演会の講師謝礼、防災会議の執行等に要する経費で、本年度も引き続き紀北町ガラス飛散防止事業費補助金を計上しております。防災行政無線管理事業1,726万円は、防災行政無線の維持管理や防災アプリ保守などに要する経費、地震・津波災害避難路等整備事業100万円は、地震・津波避難路の整備や維持管理に要する経費、111ページをご覧ください。防災等見守り支援員事業507万1,000円は、支援員を配置し、地域の防災力と防犯力の維持と向上を図るための経費でございます。

113ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は55万2,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は1億343万7,000円で、主な事業としましては、児童・生徒スクールバス運行事業2,149万7,000円は、運行に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は624万3,000円で、主な事業としましては、教育振興事業214万3,000円は、団体等への活動補助金、きほく子育て応援事業90万円は、小学校入学時の学用品の支給に要する経費、115ページをご覧ください。部活動指導員配置促進事業165万円は、中学校における部活動指導員の配置に係る補助事業であります。本年度は1名増員の7名の配置となっております。

第4目・奨学費は848万6,000円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

116ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億8,667万8,000円で、主な事業としましては、小学校管理運営事業4,407万3,000円は、小学校7校分の維持管理に要する経費、特別支援学級児童介助教員設置事業5,805万7,000円は、介助教員3名減の介助員合わせて16名の配置に要する経費、小学校図書及び特別備品整備事業681万8,000円は、小学校7校分の備品購入費、小学校校舎等施設営繕事業2,370万7,000円は、小学校7校分の施設維持に要する経費で、東小学校体育館照明LED化工事、町内小学校の音楽室等の利用頻度の高い特別教室にエアコン設置工事、西小学校の漏水修繕工事等に要する経費などがございます。

117ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,097万6,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,085万円は、小学校7校の教育振興に要する経費で、本年度も新1年生自転車用ヘルメット購入費を計上しております。

119ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は1億2,136万9,000円で、主な事業としましては、中学校管理運営事業3,815万4,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費、特別支援学級生徒介助教員設置事業2,900万8,000円は、介助員3名増の介助教員合わせて8名の配置に要する経費、中学校図書及び特別備品整備事業2,693万3,000円は、中学校指導書、デジタル教科書、中学校教科書（教師用）を含む、中学校4校分の備品購入費、中学校校舎等施設営繕事業1,124万2,000円は、潮南中学校体育館照明LED化工事等に要する経費でございます。

120ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,319万1,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業1,350万8,000円は、中学校4校の教育振興に要する経費でございます。

121ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は4,900万8,000円で、幼稚園管理運営事業1,315万3,000円は、紀伊長島幼稚園のエアコン2台、園児用テーブル5脚の購入費を含む、幼稚園2園の管理運営に要する経費でございます。

124ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億6,416万8,000円で、主な事業としましては、社会教育総務事業468万3,000円は、社会教育委員8名、社会教育指導員1名、二十歳のつどいに要する経費、文化振興事業1,159万2,000円は、質の高い自主文化事業を開催する経費と文化活動団体を支援する経費で、本年度は町制20周年記念文化講演の開催を行うなど自主文化事業費を増額しております。集会施設等管理運営事業1,636万5,000円は、社会教育施設8施設の管理運営に要する経費でございます。

126ページをご覧ください。

第2目・公民館費は3,875万9,000円で、海山公民館音響設備更新工事、海山公民館コンデenser取替え工事を含む、公民館2館の管理運営などに要する経費でございます。

第3目・郷土資料館費は471万8,000円で、海山郷土資料館の外壁修理や玄関スロープの新設工事を含む、郷土資料館2館の管理運営に要する経費でございます。

127ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は624万1,000円で、主な事業としましては、特別天然記念物カモシカ食害対策事業347万8,000円は、防護柵設置などに要する経費、熊野古道関係事業233万8,000円は、世界遺産熊野古道の保存継承に要する経費でございます。

129ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は1,005万4,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業559万2,000円は、合宿誘致や団体への補助金などに要する経費、スポーツ子育て事業146万5,000円は、スポーツ体験やスポーツ選手との触れ合いにより子育てを支援する「夢先生」事業に要する経費などでございます。

第2目・給食施設費は2億2,762万3,000円で、海山地区と紀伊長島地区の学校給食センターの管理に要する経費で、新たに海山学校給食センターのシステム食器・トレイ洗浄機修繕料を計上しております。

130ページをご覧ください。

学校給食費支援事業4,325万7,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の高騰により経済的な影響を受けている幼稚園児、小・中学校生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費の支援を行う経費でございます。地元食材活用支援事業370万8,000円も、同交付金を活用し、地元業者から地元食材を購入し、学校給食に活用し支援を図る経費でございます。

131ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は9,321万5,000円で、主な事業としましては、体育館管理事業833万4,000円は、志子体育館屋根塗装改修工事を含む、体育館2館の管理運営に要する経費、海山グラウンド管理事業513万1,000円は、海山グラウンド土地購入費を含む、海山グラウンドの管理運営に要する経費、132ページをご覧ください。東長島スポーツ公園管理事業713万1,000円は、東長島スポーツ公園体育館屋根修繕工事を含む、公園の管理に要する経費、健康増進施設管理事業6,662万3,000円は、紀北健康センターの指定管理料のほか、維持管理に要する経費などでございます。

133ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は13億5,757万3,000円で、長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は4,569万9,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

134ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

135ページから139ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

140ページと141ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、141ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高の合計は、前々年度末現在高の令和5年度末では113億3,865万円で、前年度末現在高の令和6年度末では113億4,358万1,000円となる見込みでございます。これに当該年度の令和7年度中の増減見込みとしまして、起債借入見込額の13億6,360万円を加え、元金の償還見込額の13億5,757万3,000円を差し引きますと、令和7年度末現在高は113億4,960万8,000円となる見込みでございます。

次に、142ページ以降は給与費明細書でございます。

まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費については、年間所要額は合計3,556万1,000円でございます。

議員については、14名分の報酬などで、年間所要額は合計5,550万5,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など1,235人分の報酬で、年間所要額は5,562万1,000円でございます。

143ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の人件費は、合計で20億2,535万9,000円でございます。

説明につきましては、職員と会計年度任用職員をそれぞれで説明いたします。

144ページをご覧ください。

先に、職員分を説明いたします。

職員数は1人増の170人、再任用短時間勤務職員が5人でございます。

給料は6億7,497万3,000円で、職員手当4億822万2,000円、共済費は2億1,274万7,000円で、合計12億9,594万2,000円でございます。

前年度と比較し、給料が1,890万6,000円の増、職員手当が4,997万3,000円の増、共済費が116万7,000円の増、合計で7,004万6,000円の増となります。

主な要因といたしましては、給料の増額は人事院勧告に基づく給与改定や昇給・昇格による増額などによるもの、職員手当の増額は期末・勤勉手当の支給率の増や地域手当の見直しによるものでございます。

次に、会計年度任用職員分につきましては、145ページをご覧ください。

会計年度任用職員は全員パートタイム会計年度任用職員であり、職員数は14人増の222人、報酬は4億6,731万6,000円、職員手当1億5,273万4,000円、共済費は1億936万7,000円で、合計7億2,941万7,000円でございます。

前年度と比較し、報酬が4,585万9,000円の増、職員手当が1,936万3,000円の増、共済費が1,061万9,000円の増、合計で7,584万1,000円の増となります。

主な要因といたしましては、報酬の増額は改定などによるもの、職員手当の増額は期末・勤勉手当の支給率の増などによるものでございます。

147ページのアの職員1人当たり給与から、151ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で、令和7年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第34号及び議案第35号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第34号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億9,317万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

令和7年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億9,317万7,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ9,862万2,000円増額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で歳入からご説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料2億7,523万2,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料3,000円をそれぞれ計上しております。

7ページをご覧ください。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1万円は、保険料督促に係る手数料でございます。

8ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目の保険給付費等交付金14億8,486万6,000円のうち、普通交付金で14億2,705万9,000円計上しておりますが、これは国民健康保険の財政運営を行う上での基礎的な交付となりますが、町が行う保険給付に応じ、同額を県が交付するものでございます。

特別交付金は5,780万7,000円計上しておりますが、これは各市町の財政難などによる不均衡を調整すること等を目的に県が交付するものでございます。

第4款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

9ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては、1億6,963万4,000円でございますが、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金でございます。これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや職員給与費分などの法定内の繰入れなどでございます。

10ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のために基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、5,242万9,000円を計上しております。

11ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円を計上していますが、令和6年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第7款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金は1,000円を計上しています。

第4項・雑入、第3目・第三者納付金100万円につきましては、損害賠償金を見込み計上しております。

第5目・返納金につきましては、診療報酬返納金として、1,000円を計上しております。

次に、歳出をご説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、4,860万9,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等3,258万3,000円、会計年度任用職員1名分の人件費315万6,000円、一般事務事業は1,287万円でございますが、資格確認書等の郵送料や三重県国民健康保険団体連合会での共同処理電算事務手数料などがございます。

13ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金80万6,000円でございますが、審査事務処理に係る負担金などがございます。

14ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業282万円でございますが、保険料決定通知書の郵送料、コンビニ納付手数料などがございます。

15ページをご覧ください。

第1款・総務費、第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業のための15名分の委員報酬でございます。

16ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・療養給付費につきましては、12億982万4,000円でございます。

第3目の療養費につきましては、コルセット等治療用装具などを購入した場合に係る療養費865万7,000円を計上しております。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料

560万5,000円でございますが、三重県国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

17ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項、第1目ともに高額療養費2億937万8,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部を負担給付するものでございます。

第3目の高額介護合算療養費20万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に相当する額を助成するものでございます。

18ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金500万円は、10件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料3,000円につきましては、出産育児一時金を医療機関に対し、三重県国民健康保険団体連合会を通して直接支払いをするための経費でございます。

19ページをご覧ください。

第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費200万円は、40件分を見込んだものでございます。

20ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対し、県が町に交付金として支払うための財源でございます。算定方法としましては、県が県全体の保険給付費の見込みを立て、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮して決定するので、市町が県に納付金として納めるものでございます。その内訳としましては、第1項、第1目ともに医療給付費分として3億1,392万5,000円、21ページをご覧ください。第2項、第1目ともに後期高齢者支援金等分として1億670万3,000円、22ページをご覧ください。第3項、第1目ともに介護納付金分として4,244万2,000円で、町が県に支払う納付金の合計は4億6,307万円でございます。

23ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費1,845万4,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための特定健康診査等に係る委託料などの経費でございます。

24ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目の保健衛生普及費628万2,000円につきましては、国民健康保険事業としまして、医療費通知に係る経費や脳ドック検診などに係る経費557万

8,000円と、国保ヘルスアップ事業といたしまして、特定健康診査、特定保健指導を推進し、医療費をさらに適正なものにしていくための保健事業費70万4,000円を計上しております。

25ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の利息の積立てでございます。

26ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

27ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の保険料還付金の200万円は、保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

28ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円を計上しております。

以上で、議案第34号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,167万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

令和7年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,167万1,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ303万5,000円増額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億3,327万4,000円と、第2目の普通徴収保険料6,423万6,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいて計上しております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1,000円は、保険料督促に係る手数料でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金につきましては、3億3,011万5,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金1億136万9,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上しております。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金200万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた際の還付金でございます。

8ページをご覧ください。

第5項、第5目ともに雑入67万5,000円につきましては、被保険者に対しての保健事業と介護予防事業を実施する経費に対しての三重県後期高齢者医療広域連合からの事業収入でございます。

次に、歳出につきまして、9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費1,321万円につきましては、職員人件費として、職員1名分1,027万5,000円、一般事務事業では、関係法規の追録代、システム改修等で226万円となります。保健と介護予防の一体的実施事業では、高齢者の健康を増進する事業としまして67万5,000円計上していますが、全額補助での事業になります。

10ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項、第1目ともに徴収費84万6,000円につきましては、保険料徴収

事業としまして、普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

11ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者広域連合納付金6億1,561万5,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の財政運営に係る紀北町分の納付金でございます。

12ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として、歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第35号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

ここで、定刻の5時が過ぎそうなので、時間の延長を申し上げます。

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第36号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

令和7年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億318万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は3,600万円と定める。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。

老人ホーム赤羽寮LED照明器具リース料を設定させていただいております。期間は令和7年度から令和13年度まで、限度額が518万4,000円というふうな設定でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は800万円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者負担640万円と利用者負担160万円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1億2,317万8,000円であります。特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費収入で、保険者負担9,942万8,000円と利用者負担2,375万円であります。

第4款、第1項ともに寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は、1,000円を計上するものであります。

第5款・繰入金、第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金は、財源不足により7,085万7,000円を一般会計からの繰入金として計上させていただいております。

それでは、8ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

第2項、第1目ともに雑入は49万6,000円であります。会計年度任用職員雇用保険料などでございます。

9ページをご覧ください。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は64万6,000円でありまして、低所得利用者の軽減措置に係る広域連合からの補助金収入でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページのほうをお願いします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億9,981万1,000円であります。内容につきましては、職員人件費が8名分で6,564万2,000円、会計年度任用職員人件費は24名分で9,729万8,000円であります。老人ホーム管理運営事業につきましては3,665万円で、会計年度任用職員の用務員等の報酬と給食用の食糧費や賄材料費、それから施設の光熱水費など、老人ホームの運営に係る経費を計上しております。また、利用者育成事業は、利用者のクラブ活動や行事に係る経費として22万1,000円を計上しております。

続きまして、13ページをお願いします。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は332万5,000円で、ショートステイ事業に係る経費を計上させていただいております。

続きまして、14ページをご覧ください。

第4款、第1項とも公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円であります。

以上で、議案第36号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第37号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第37号 令和7年度紀北町水道事業会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は7,719戸

第2号 年間総給水量は206万2,250m³

第3号 1日平均給水量は5,650m³といたしております。

第4号 主な建設改良事業は、

上水道配水管布設替・支障移転工事は1,000万円

片上地区配水管布設替工事（第2工区）は1,200万円

一般国道422号（下地トンネル）配水管布設工事は4,800万円

上里地区配水管布設替工事は1,510万円

船津地区配水管布設替工事（第1工区）は3,230万円でございます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございますが、第1款・水道事業収益は3億7,948万円、第1項・営業収益は3億1,123万9,000円、第2項・営業外収益は6,824万1,000円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・水道事業費用は3億7,733万1,000円、第1項・営業費用は3億5,427万9,000円、第2項・営業外費用は2,295万2,000円、第3項・特別損失は10万円でございます。

2ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,341万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額971万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,053万円、当年度分損益勘定留保資金8,317万1,000円で補てんするものとする）。

収入でございますが、第1款・資本的収入は1億4,326万円、第1項・負担金は320万円、第2項・補助金は4,346万円、第3項・企業債は9,660万円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・資本的支出は2億5,667万2,000円、第1項・建設改良費は1億6,342万円、第2項・企業債償還金は9,325万2,000円でございます。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、上水道建設改良資金にあてるため、限度額は9,660万円と定め、起債の方法は、証書借入、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を定めたものでございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費は6,224万円といたしております。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、3,759万9,000円であるとしております。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、689万3,000円と定めるものでございます。

令和7年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算に関する説明書によりご説明させていただきます。

予算書の29ページをお願いいたします。

令和7年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億7,948万円で、前年度予定額に対しまして40万9,000円の増額となっております。

第1項・営業収益3億1,123万9,000円、第1目・給水収益3億902万8,000円は、水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益221万1,000円で、材料売却収益91万5,000円は、給水装置工事用材料売却収益でございます。手数料18万5,000円は、指定給水装置工事事業者登録・更新手数料等、雑収益111万1,000円は、水道加入分担金でございます。

30ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益6,824万1,000円、第2目・補助金740万5,000円は、企業債償還利息等に係る一般会計からの補助金、相賀橋架替工事に伴う仮設管リース料への県補助金でございます。

第4目・長期前受金戻入6,035万4,000円は、国庫・県補助金等の長期前受金戻入でございます。

ます。

第7目・雑収益48万2,000円は、土地貸付料等でございます。

31ページをお願いいたします。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億7,733万1,000円で、前年度予算額に対しまして955万6,000円の増額となっております。

第1項・営業費用3億5,427万9,000円、第1目・原水及び浄水費7,020万8,000円は、原水及び浄水設備の維持管理に要する経費でございます。

主なものといたしましては、委託料1,298万5,000円は、水質検査業務委託、水道施設保守点検の費用等でございます。修繕費300万円は、浄水場の修繕工事など、動力費5,153万8,000円は、浄水場等の電気料金、薬品費160万5,000円は、滅菌用薬品の購入費用でございます。

第2目・配水及び給水費2,410万2,000円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する経費でございます。

主なものとしまして、通信運搬費318万1,000円は、専用回線使用料等、委託料140万円は、漏水調査業務委託等でございます。

32ページをお願いします。

賃借料263万1,000円は、相賀橋架替工事に伴う仮設管リース料など、修繕費900万円は、給配水管修繕工事、動力費406万3,000円は、加圧ポンプ場及び配水池の電気料金、材料費317万2,000円は、給配水管修繕用の材料代でございます。

第3目・総係費8,988万4,000円は、水道料金の調定、収納事務ほか、人件費等を含めた水道事業活動全般に要する経費でございます。

主なものとしまして、報酬789万5,000円は、水道料金等審議会、水道水源保護審議会委員及び会計年度任用職員の報酬でございます。給料2,919万2,000円は、職員8名分の給料、職員の手当等が1,485万4,000円、賞与引当金繰入額が436万3,000円、33ページをお願いいたします。法定福利費877万6,000円は、職員8名分と会計年度任用職員3名分に係るものでございます。委託料1,311万6,000円は、電算システムや検針・集金業務委託料等、会費負担金448万7,000円は、三重県市町総合事務組合への退職手当負担金等でございます。

34ページをお願いします。

第4目・減価償却費は1億6,684万2,000円で、構築物、機械及び装置等の減価償却費でございます。

第5目・資産減耗費は254万9,000円で、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却等によるものでございます。

第6目・その他営業費用は69万4,000円で、給水装置工事用材料売却の原価でございます。
35ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用2,295万2,000円、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,513万2,000円は、企業債利息の償還金1,512万2,000円等でございます。

第3目・消費税及び地方消費税781万9,000円は、消費税及び地方消費税納付額。

第4目・雑支出1,000円を予算措置してございます。

第3項・特別損失10万円。

第6目・その他特別損失10万円は、貸倒引当金繰入額でございます。

36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入は1億4,326万円で、前年度予定額に対しまして4,636万2,000円の減額となっております。

第1項、第1目ともに負担金は320万円で、消火栓設置工事負担金4基分320万円でございます。

第2項、第1目ともに補助金は4,346万円で、一般会計補助金3,269万4,000円は、企業債償還元金等への補助金、国補助金1,076万6,000円は、生活基盤施設耐震化等交付金に係る補助金でございます。

第3項、第1目ともに企業債9,660万円で、建設改良工事に係る上水道事業債の借入れでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は2億5,667万2,000円で、前年度予定額に対しまして3,975万2,000円の減額となっております。

第1項・建設改良費1億6,342万円、第1目・上水道改良費は1億3,544万円で、主な事業としまして、委託料600万円は、一般国道422号（下地トンネル）配水管布設工事に伴う設計業務等を予定しております。工事請負費1億1,940万円は、片上地区配水管布設替工事（第2工区）ほか4地区において布設替工事等を予定しております。人件費につきましては、設計技師1名分の予算を計上しております。

38ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は2,798万円で、主なものとして、機械及び装置購入費2,748

万円は、三浦浄水場設備更新工事（施設整備工）610万円、紀伊長島地区上水道第二水源地設備更新工事400万円、便ノ山浄水場設備更新工事360万円等でございます。

第2項、第1目ともに企業債償還金は9,325万2,000円で、企業債元金の償還に係るものでございます。

申し訳ございませんが、予算書の5ページまでお戻りください。

5ページから6ページは、令和7年度紀北町水道事業会計予算実施計画でございます。

7ページから8ページは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度紀北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

9ページから17ページは、令和7年度給与費明細書でございます。

18ページは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度紀北町水道事業予定損益計算書でございます。

19ページから21ページは、令和6年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

22ページから23ページは、財務諸表に関する注記を記載してございます。

24ページから26ページは、令和7年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

27ページから28ページは、財務諸表に関する注記を記載しております。

以上で、議案第37号 令和7年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、各議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

入江康仁議長

お諮りいたします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月4日の本会議で行うこととしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月4日の本会議で行うことに決

定いたしました。

日程第41

入江康仁議長

次に、日程第41 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願1件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

令和7年3月紀北町議会定例会請願文書表

令和7年3月3日

請願第1号 令和7年2月17日受理

「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願

再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行し、再審開始決定それ自体に対する不服申し立てを認めるべきではありません。えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法を速やかに改正するよう意見書の提出をお願いします。

請願者 三重県津市丸之内養正町1-1 三重弁護士会 会長 長谷部拓哉

紹介議員 大西瑞香議員、瀧本攻議員、家崎仁行議員、近澤チヅル議員、脇昭博議員、太田哲生議員、東篤布議員。

付託委員会は、総務産業常任委員会でございます。

以上です。

入江康仁議長

以上で請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告を申し上げます。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも長時間ご苦労さまでございました。

(午後 5時 12分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 7月 9日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル